

第 10 回 矢板市新庁舎整備検討委員会 次第

日時 令和 7 年 2 月 5 日 (水) 午後 2 時から
場所 矢板市泉きずな館 北館 2 階
泉公民館 会議室 4

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 議題

(1) 答申 (案) について

4. その他

5. 閉会

矢新庁検第　　号
令和　年　月　日

矢板市長 森島 武芳 様

矢板市新庁舎整備検討委員会
委員長 佐藤 栄治

新庁舎整備に係る基本構想の策定及びそれに必要な事項について（答申）

令和5年10月25日付け矢総第208001号で諮問がありました、新庁舎整備に係る基本構想の策定及びそれに必要な事項について、検討及び審議を行った結果、下記の諮問事項について、別添のとおり意見を付して、答申いたします。

記

1. 諒問事項

- (1) 庁舎整備に係る基本的考え方等に関すること。
- (2) 庁舎の整備規模に関すること。
- (3) 庁舎の整備位置に関すること。
- (4) 庁舎の整備時期に関すること。
- (5) その他庁舎の整備に必要な事項に関すること。

答 申 書

矢板市庁舎整備基本構想の諮問事項に対する答申

矢板市新庁舎整備検討委員会

令和7年〇月

はじめに

矢板市本庁舎は、昭和37年に建設されて以来、62年以上の間、矢板市政の拠点として重要な役割を果たされてきました。

しかしながら、建物や設備の老朽化は著しく、また、耐震性の不足や狭隘化に伴う庁舎の分散化、バリアフリーへの対応が不十分など、市民サービスや行政効率の低下は喫緊の課題です。

こうした現庁舎の状況や課題を受け、「矢板市新庁舎整備検討委員会(以下、「本委員会」という。)」では令和5年10月以降、計10回の検討及び審議を重ねてまいりました。

つきましては、各諮問事項について、本書のとおり答申いたしますので、新庁舎整備に係る基本構想の策定にあたっては、本委員会の意見が十分に反映されるよう、本答申を尊重していただきますとともに、広く市民の意見が反映されたものとなるよう、努められることを望みます。

令和7年〇月

矢板市新庁舎整備検討委員一同

1. 委員会での検討経過

本委員会の検討会議は、令和5年10月25日から令和7年2月5日までの15カ月にわたり、計8回の会議と2回の先進地視察研修を実施しました。

各回の実施時期及び検討内容は以下のとおりです。

○令和5年10月25日 第1回矢板市新庁舎整備検討委員会

- ・委員会運営に関する必要な事項について
- ・市庁舎の現状について
- ・基本構想について
- ・第2回委員会（先進地視察）について

○令和5年12月15日 第2回矢板市新庁舎整備検討委員会（先進地視察研修）

- ・視察先 ①栃木県鹿沼市
②栃木県塩谷町

○令和6年1月30日 第3回矢板市新庁舎整備検討委員会（先進地視察研修）

- ・視察先 ①栃木県真岡市
②栃木県壬生町

○令和6年3月27日 第4回矢板市新庁舎整備検討委員会

- ・基本構想の目的と位置づけについて
- ・検討の経緯について
- ・庁舎施設の概要及び現状と課題について
- ・基本的な考え方について

○令和6年6月17日 第5回矢板市新庁舎整備検討委員会

- ・第4回の委員会資料の追加修正について
- ・新庁舎の想定規模の設定について

○令和6年8月9日 第6回矢板市新庁舎整備検討委員会

- ・新庁舎の建設場所の考え方について
① 候補地選定の考え方について
② 候補地に対する評価項目の考え方について

○令和6年9月18日 第7回矢板市新庁舎整備検討委員会

- ・新庁舎の建設場所の選定について
- ・敷地計画に関する考え方について
- ・施設計画に関する考え方について

○令和6年11月21日 第8回矢板市新庁舎整備検討委員会

- ・新庁舎の建設場所の選定等について

○令和7年1月16日 第9回矢板市新庁舎整備検討委員会

- ・第8回委員会資料の追加修正について
- ・事業計画に関する考え方について、事業手法、整備方針、事業工程、候補地①②の比較について

○令和7年2月5日 第10回矢板市新庁舎整備検討委員会

- ・答申（案）について

2. 委員会での検討結果

本答申は、現時点における資料、基本データより検討し、庁舎整備の基本的な方向性を示したものであり、庁舎整備計画が具体化していく過程においては、将来的な社会情勢（人口の動向、財政状況、まちづくりの方針）の変化が考えられるため、その時点に適応した計画の推進が望まれます。

諮詢事項（1） 庁舎整備に係る基本的考え方等に関すること。

（答申案）

庁舎整備に係る基本的考え方等につきましては、現庁舎の課題及び各委員からの意見を基に庁舎に求められる機能について、分類・整理を行い、以下のとおり基本方針をまとめました。

基本方針1 市民にやさしい庁舎

ユニバーサルデザインの徹底や利用者のプライバシー保護等、市民や職員等の利用者にとって効率的で利便性の高い庁舎とすること。

基本方針2 変化に対応できる庁舎

シンプルで機能的かつ将来の業務形態や社会情勢の変化に柔軟に対応できる庁舎とすること。

基本方針3 安心・安全な庁舎

災害時に安全・安心に利用可能で、市民への迅速な支援や復旧活動を行うことができる庁舎とすること。

基本方針4 環境にやさしい庁舎

地球環境への負荷が低く、ライフサイクルコストの削減が図られた、環境にやさしく、維持管理費が低減できる経済的な庁舎とすること。

基本方針5 交流の拠点となる庁舎

市民活動や交流が可能な市民協働のまちづくりが推進できる交流拠点となる庁舎とすること。

基本方針6 市の歴史や自然、景観に調和した庁舎

矢板の歴史や自然、景観に調和した新たなランドマークとなる庁舎とすること。

基本方針7 市民に親しまれる議会に対応した庁舎

セキュリティや議会の独立性を維持しながら、市民に対しての充実した情報提供や議場の市民活用も視野に入れた庁舎とすること。

基本方針8 デジタル技術の発展を踏まえたスマート庁舎

ペーパーレス化をはじめ、脱カウンターへの変化も踏まえ、デジタル技術の発展に対応できる庁舎とすること。

質問事項（2） 庁舎の整備規模に関すること。

（答申案）

庁舎の整備規模（施設の想定規模）については、国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準と総務省の地方債同意等基準運用要綱、他市町村の事例等を用いて算定をしました。

敷地の想定規模の算定にあたっては、建築物の階数を3階～4階と想定した場合の建築面積に、必要駐車場面積と緑地+広場面積を加算しました。

新庁舎を整備する際の必要面積については、建築物の床面積及び駐車場面積はもとより防災広場等を兼ね備えることが望ましいとされ、関連施設の集約化等も含み、相当規模の面積を必要とします。

- 施設の想定規模について

想定延床面積：約6,900m²程度

- 敷地の想定規模について

想定敷地面積：17,507m²～18,273m²程度

＜付帯意見＞

想定延床面積は、基本方針にて定めた機能の導入を仮定した新庁舎の目安となる面積ですが、不確定要素も多いため、以下の内容を含め施設の想定規模の算定の際は基本計画段階以降においても必要な機能を精査することが望まれます。

- 各検討段階での社会情勢を踏まえ、施設規模が過大とならないよう熟慮の上、検討すること。

- 他施設の複合化を行う場合には、過大とならないよう熟慮の上、検討すること。

諮問事項（3） 庁舎の整備位置に関すること。

（答申案）

庁舎整備の位置については、地方自治法第4条第2項「住民の利用に最も便利であるよう、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」ことを念頭におき、人口重心点を基に候補地を選定し、設定した評価項目での採点等により慎重に絞り込みを行いました。

○候補地の選定

住民の利用に最も便利であるようにということを念頭に、人口分布による人口重心点から半径2km圏内を対象範囲として以下の候補地を選定しました。

- ・①現矢板市役所
- ・②矢板市子ども未来館他
- ・③旧川崎小学校
- ・④矢板小学校
- ・⑤JR矢板駅付近（線路上空）

○最有力候補地の選定作業

委員会では、まちづくりの方向性、中心性、利便性、連携性、安全性、経済性、整備スケジュールの視点から、それぞれの候補地における採点と優位性や課題から慎重な検討を行いました。

検討の結果、本委員会は①現矢板市役所、②矢板市子ども未来館他の2候補地を庁舎の整備位置（最有力候補地）としました。

＜付帯意見＞

庁舎の整備位置（最有力候補地）は基本構想の内容を踏まえ、基本計画においてより具体的な条件を整理し、比較検討をすることで①現矢板市役所、②矢板市子ども未来館他から選定されることが望まれます。

諮問事項（4） 庁舎の整備時期に関すること。

（答申案）

庁舎整備の時期につきましては、現在の市役所の耐震性の不足、老朽化の状況を考慮し、引き続き基本計画に移行し、事業を進めることが望ましいと考えられます。

＜付帯意見＞

今後の基本計画、基本設計、実施設計、建設工事等の各段階における適切な進行管理を行い事業の円滑な推進を努めることが望されます。

諮問事項（5） その他庁舎の整備に必要な事項に関すること。

（答申案）

・若い世代の意見収集

　庁舎が整備された場合に利用者の中心となる、若い世代の意見を十分に踏まえながら計画を進めることができます。

・複合化

　基本計画段階において、「矢板市公共施設再配置計画」等の上位計画で複合化と記載がある施設や、その他複合化が求められる施設について、複合化の必要性を含め引き続き検討することが望されます。

・財源

　庁舎整備の規模と同様、整備費用については、基本計画の段階において、必要な機能等を精査した上で、事業計画を策定することとし、健全な財政運営を維持し、計画的な基金の積立を行い、過度な地方債の活用は避けることが望されます。

　また、多額の費用を要する大規模な事業となることと今後の物価高騰を考えると、経費節減にも十分配慮しながら事業実施を図ることが望されます。

・その他

　別添「矢板市庁舎整備基本構想（案）」のとおりとしました。

答申別添資料

矢板市庁舎整備基本構想(案)

令和 7 年〇月

矢板市新庁舎整備検討委員会

目次

1. 基本構想の目的と位置づけ	
1 目的	· · · · 1
2 位置づけ	· · · · 1
2. 検討の経緯	· · · · 3
3. 庁舎施設の概要及び現状と課題	
1 庁舎施設の概要	
(1) 建物概要	· · · · 4
(2) 職員数・議員数	· · · · 5
(3) 庁舎施設の配置状況	· · · · 7
2 庁舎施設の現状と課題	· · · · 8
4. 基本的な考え方について	
1 理念と基本方針	· · · · 9
5. 新庁舎の想定規模の設定	
1 想定規模の設定条件	
(1) 新庁舎に配置する想定職員数	· · · · 13
(2) 議員数	· · · · 13
(3) 駐車台数	· · · · 13
2 施設と敷地の想定規模	
(1) 規模算定の考え方	· · · · 15
(2) 基準を用いた規模算定	· · · · 15
(3) 近年の整備事例を用いた規模算定	· · · · 17
(4) 施設の想定規模	· · · · 17
(5) 施設規模の今後の進め方	· · · · 18
(6) 駐車場必要面積	· · · · 18
(7) 敷地の想定規模	· · · · 18
(8) 敷地規模の今後の進め方	· · · · 19
6. 新庁舎の建設場所の考え方	
1 建設場所の検討の流れ	· · · · 20
2 建設場所の候補地選定の考え方	
(1) 建設場所の候補地選定の条件	· · · · 21

3 候補地に対する評価項目の考え方	
(1) 候補地の評価項目	· · · · 22
(2) 評価項目に対する配点の考え方	· · · · 25
7. 新庁舎の建設場所の選定	
1 建設場所の候補地選定	
(1) 建設場所の候補地	· · · · 26
(2) 候補地の採点と比較評価	· · · · 28
(3) 新庁舎の建設場所	· · · · 28
8. 敷地計画に関する考え方	
1 アクセス性について	· · · · 31
2 市民が集える機能について	· · · · 31
3 地域との調和について	· · · · 31
4 今後の進め方について	· · · · 31
9. 施設計画に関する考え方	
1 建築計画について	
(1) 市民に開かれた施設計画	· · · · 32
(2) 議会関連室の計画	· · · · 32
(3) 環境に配慮した庁舎計画	· · · · 32
(4) 段階的なセキュリティ計画	· · · · 32
(5) 木材利用の計画	· · · · 33
(6) 利用しやすい施設計画	· · · · 33
2 DX化の推進と庁舎機能について	
(1) 執務空間の計画	· · · · 33
(2) 窓口空間の計画	· · · · 33
(3) DX化の推進によるスペースの有効活用	· · · · 34
3 構造計画について	
(1) 耐震計画	· · · · 34
(2) 上部構造の計画	· · · · 35
(3) 基礎構造の計画	· · · · 35
4 建築設備計画について	
(1) 設備更新等の維持管理計画	· · · · 35
(2) 情報設備の計画	· · · · 35
(3) 環境に配慮した設備計画	· · · · 35
5 防災拠点整備について	
(1) 防災機能の確保	· · · · 36
(2) 災害時の業務継続可能性	· · · · 36
6 今後の進め方について	· · · · 36

10. 事業計画に関する考え方	
1 事業手法について（従来方式とその他の方式の考え方）	· · · · 37
2 整備方針について	
(1) 配置方針	· · · · 38
(2) 整備費用	· · · · 38
(3) 複合化	· · · · 39
3 業工程について（事業の工程表）	· · · · 40
参考資料編	· · · · 42

【用語解説・定義】

- ・**庁舎本館**：昭和37年（1962年）に建設されたRC造地上3階地下1階建ての施設。
- ・**市役所**：庁舎本館に加え保健センター、福祉会館等を含む施設群。（表1）
- ・**庁舎施設**：市役所に加え矢板市生涯学習館、コミュニティ防災センター等を含む庁舎機能を有する施設群。（表1）
- ・**ユニバーサルデザイン**：あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

(出典：障害者基本計画（H14.12.24閣議決定）)

1 基本構想の目的と位置づけ

1 目的

昭和37年に建設された庁舎本館をはじめ、庁舎機能を有するその他の施設は、市の拠点として現在まで大きな役割を果たしてきました。

この基本構想は、それらの庁舎施設が持つ現状の課題に加え、環境への配慮、防災、バリアフリーや高度な情報化への対応、感染症対策等庁舎施設を取りまく様々な状況を整理し、新庁舎における機能や整備等に係る考え方の方向性について分かりやすく示すことを目的として策定します。

また、今後策定される庁舎整備に係る、「基本計画」「基本設計」「実施設計」等の各段階において、具体的に個別の事案の検討を行う際の指針となることを目指します。

2 位置づけ

令和3年度から令和7年度までを計画期間とし、市政運営の基本方針である「矢板市総合計画」及び「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に定めた『やいた創生未来プラン』において、矢板市の将来像を次のように掲げています。

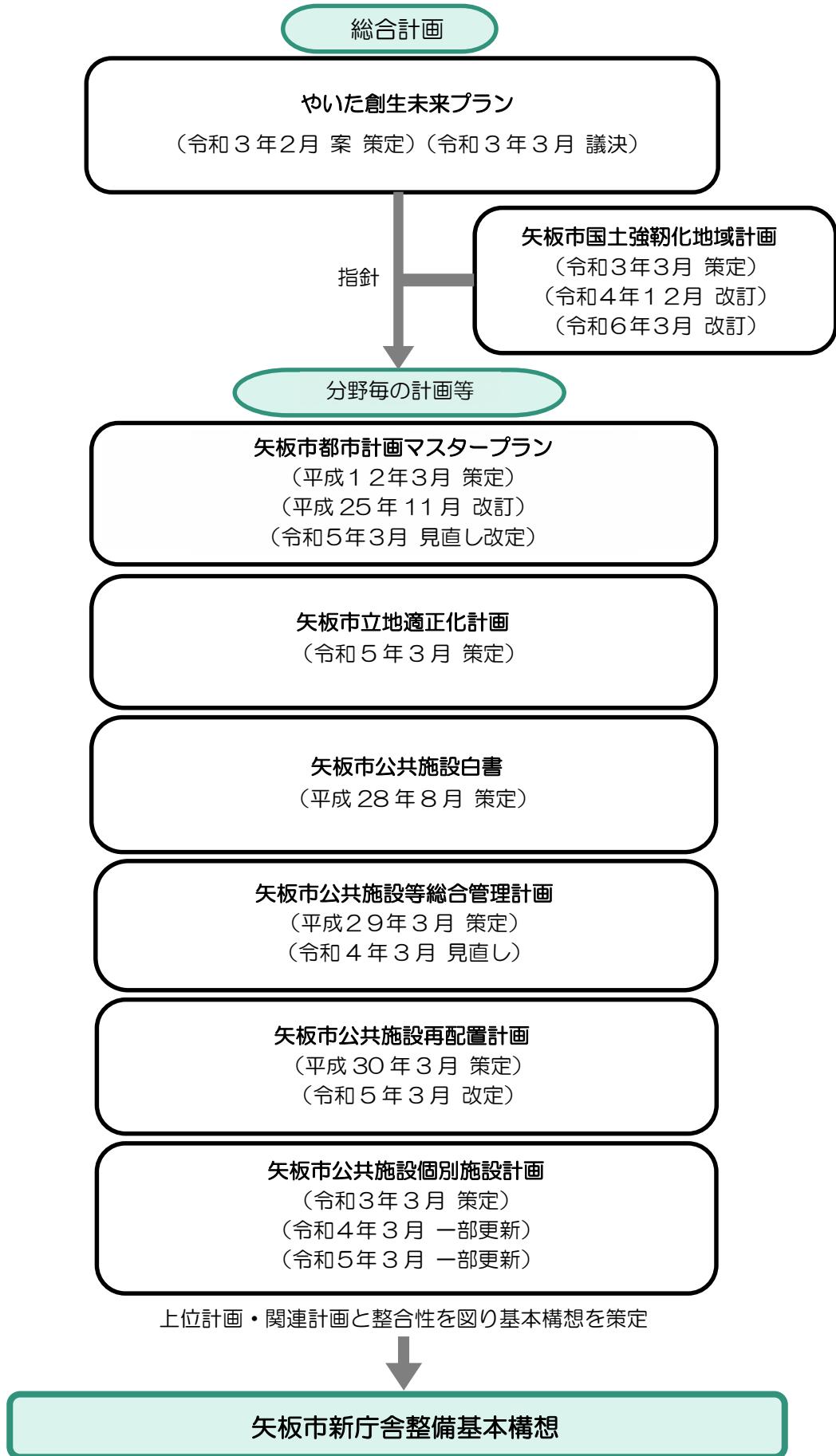
矢板市の将来像

『未来へ』～みんなで創る新時代～

豊かな自然を大切にしながら、矢板のよさを生かして、市民や行政、様々な主体が協力し合いながら、新時代に適応したまちを創り、矢板市の未来へつなげていくという、本市のまちづくりの根本となる考え方です。本庁舎は、この理念に基づいたまちづくりの拠点となる施設であることから、新庁舎整備についても、この考え方を継承した上で、市全体の今後の公共施設の在り方について示した計画である「矢板市公共施設等総合管理計画」と公共施設の再配置を具体的に進めていくための指針としての計画である「矢板市公共施設再配置計画」、また施設類型毎の個別計画である「矢板市公共施設個別施設計画」を踏まえて、基本構想を策定することとします。

また、(図1)に示すとおり、国土強靭化に関する計画や分野毎の計画等も踏まえ、基本構想を策定することとします。

(図1) 矢板市新庁舎整備基本構想の位置づけ



2 検討の経緯

昭和37年に建設された庁舎本館をはじめ、庁舎機能を有するその他の施設も老朽化が進行しています。庁舎本館は平成18年度に実施された耐震診断により、1階や2階で構造耐震指数※¹が小さく、「震度6強程度の地震により大きな被害を受ける可能性が高い状況。」という結果が出ました。また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）により庁舎本館が被害を受けました。

以上のような建物の現状や国の「インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月 策定)」による要請を受け、平成29年には「矢板市公共施設等総合管理計画」を策定し、施設の老朽化に加え、少子高齢化の急激な進行及び人口減少によるニーズの変化、公共施設の更新需要の増大、公共施設等に掛けられる財源の限界、という現状と課題を挙げ公共施設等の総合的な管理の必要性を示しました。

さらに「矢板市公共施設個別施設計画」を令和3年に策定し、上位計画等を踏まえた個別施設毎の具体的な対応方針を定めることとしました。

令和元年度には庁舎の整備に向け、庁内検討組織を設置しましたが、新型コロナウイルスによる財政状況への影響を鑑み検討が一時凍結となりました。

その後、新型コロナウイルスの収束を受け、令和5年度に公募市民や学識経験者、市内各団体の代表者等にて構成される「矢板市新庁舎整備検討委員会」が設置され、以下の検討委員会が開催されています。

- ・令和5年10月25日 第1回矢板市新庁舎整備検討委員会
- ・令和5年12月15日 第2回矢板市新庁舎整備検討委員会
- ・令和6年 1月30日 第3回矢板市新庁舎整備検討委員会
- ・令和6年 3月27日 第4回矢板市新庁舎整備検討委員会
- ・令和6年 6月17日 第5回矢板市新庁舎整備検討委員会
- ・令和6年 8月 9日 第6回矢板市新庁舎整備検討委員会
- ・令和6年 9月18日 第7回矢板市新庁舎整備検討委員会
- ・令和6年11月21日 第8回矢板市新庁舎整備検討委員会
- ・令和7年 1月16日 第9回矢板市新庁舎整備検討委員会
- ・令和7年 2月 5日 第10回矢板市新庁舎整備検討委員会

※1：Is 値（構造耐震指数）建築物の地震に対する安全性を示す指標で、この数値が大きいほど耐震性能が高くなる。

3 庁舎施設の概要及び現状と課題

1 庁舎施設の概要

(1) 建物概要

庁舎施設は(表1)に示すとおり、市役所敷地内に複数棟と市役所敷地外に複数棟で構成されています。庁舎本館は昭和37年に建築され、その後61年が経過しました。

(表1) 庁舎施設の建物概要

建物名		建築年	築年数	延床面積(m ²)	構造※1	階数
庁舎施設	市役所	庁舎本館	1962年 (S37年)	61年	2,519	RC造 3階 地下1階
		保健センター	1978年 (S53年)	45年	1,226	RC造 2階
		福祉会館	1988年 (S63年)	35年	971	RC造 2階
		別館会議室	1977年 (S52年)	46年	512	S造 2階
	延床面積 (m ²)			5,228		
	コミュニティ防災センター	1982年 (S57年)	41年	227	RC造 1階	
	矢板市生涯学習館(庁舎)	1991年 (H3年)	32年	1,491 260※2	RC造 2階	
	上下水道事務所	1968年 (S43年)	55年	536	RC造 2階	
延床面積 (m ²)				7,482		

※1：RC造-鉄筋コンクリート造、S造-鉄骨造、CB造-コンクリートブロック造、W造-木造

※2：庁舎機能として利用している部分の床面積

(2) 職員数・議員数

職員数・議員数について(表2)とおり整理しました。なお、課が配置されている施設は市役所の他、矢板市生涯学習館、上下水道事務所となります。

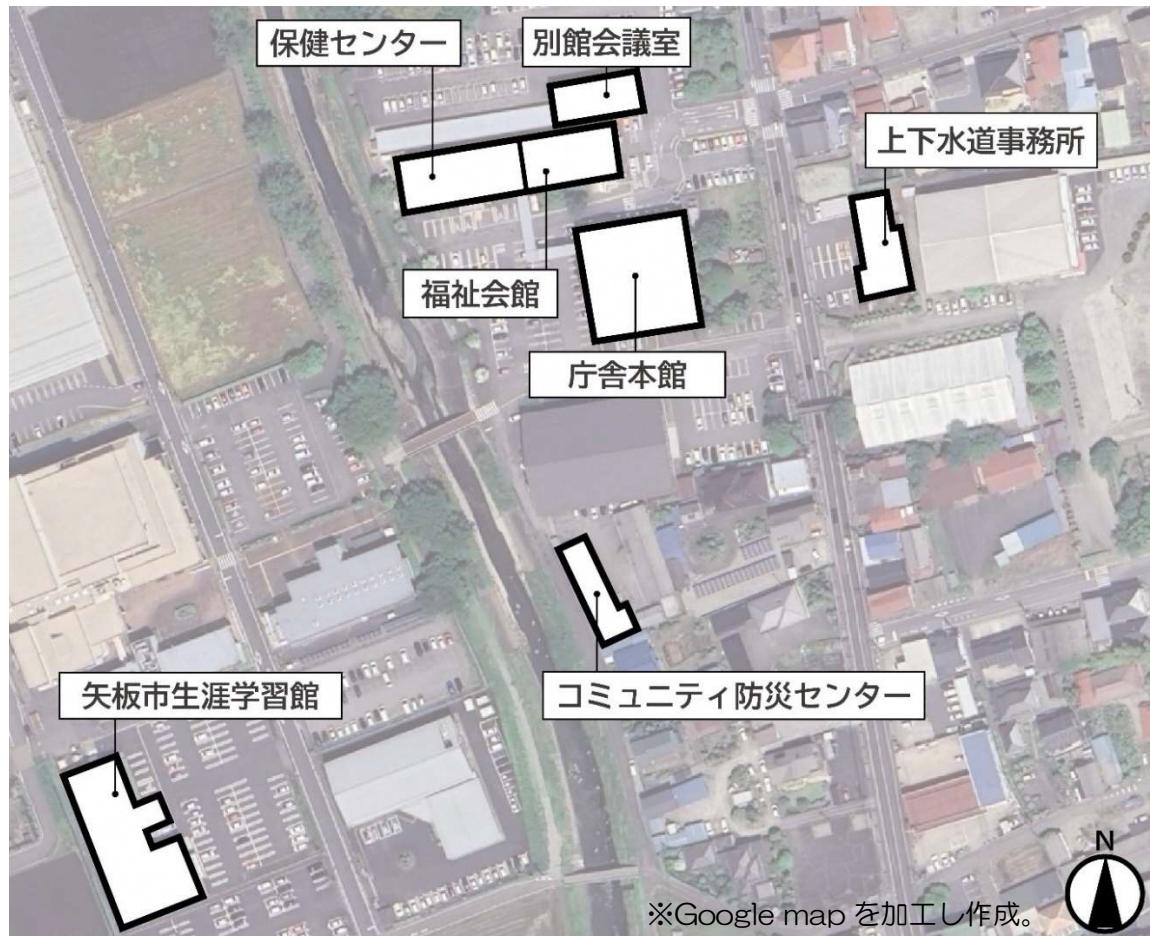
(表2) 職員数・議員数

職員数	市役所	224 人
	矢板市生涯学習館	26 人
	上下水道事務所	18 人
	合計	268 人
議員数	議員定数	15 人

※庁内の職員数は、「令和6年度 市職員の配置(令和6年4月1日時点)」の資料を元に庁内の臨時職員38名を加え、保育所、公民館、小学校、中学校に配属される者を除いた数とします。

※臨時職員数の内訳は(表3)のとおり、任期付き職員数、会計年度職員数です。

<庁舎施設の配置状況>



(表3) 職員配置状況

		正職員	再任用	臨時職員	
				任期付き	会計年度
市役所	総合政策課	12			
	秘書広報課	8			1
	総務課	14			1
	税務課	21			
	社会福祉課	13			3
	高齢対策課	11			7
	子ども課	16			8
	健康増進課	15			2
	生活環境課	10			4
	市民課	10		1	4
	農林課	16			4
	商工観光課	7			
	建設課	10		1	
	都市整備課	7			
	地籍調査課	6			
	出納室	4			
	議会事務局	4			1
	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 固定資産評価審査委員会事務局		3		
	小計(人)	187	0	2	35
市役所	正職員+再任用職員数	小計(人)	187		
	臨時職員数	小計(人)			37
	市役所 職員数	合計(人)			224
矢板市生涯学習館	教育総務課	14			
	生涯学習課	11			1
	小計(人)	25	0	0	1
	正職員+再任用職員数	小計(人)	25		
	臨時職員数	小計(人)			1
	矢板市生涯学習館 職員数	合計(人)			26
上下水道事務所	水道課	9			
	下水道課	9			
	小計(人)	18			
	正職員+再任用職員数	小計(人)	18		
	臨時職員数	小計(人)			0
	上下水道事務所 職員数	合計(人)			18
庁舎施設	正職員+再任用職員数 合計(人)				230
	臨時職員数 合計(人)				38
	庁舎施設 職員数 合計(人)				268

(3) 庁舎施設の配置状況

庁舎施設に配置されている部局等は(表4)に示すとおりです。なお、庁舎本館以外にも、保健センター・福祉会館、別館会議室、矢板市生涯学習館、上下水道事務所にそれぞれ(表4)に示す部局等が配置されています。

(表4) 庁舎機能の部局等の配置

建物名	階数	部局等	その他
庁舎本館	3階	議長室、副議長室、議会事務局	議場(傍聴席)、議員控室、第一委員会室、第二委員会室
	2階	市長室、副市長室、総合政策課、秘書広報課、総務課、税務課	市長公室、特別会議室、本館会議室
	1階	生活環境課、市民課、出納室	市民室、日直室、印刷室、銀行出張所、待合室
	地下1階		書庫、倉庫、更衣室、機械設備室
保健センター 福祉会館	2階	農林課、商工観光課、建設課、都市整備課、地籍調査課、選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・固定資産評価審査委員会事務局、農業委員会事務局	中会議室、小会議室、相談室、閲覧所、打合せ室
	1階	社会福祉課、高齢対策課、子ども課、健康増進課	生活指導室、相談室
別館会議室	2階	デジタル戦略推進室	書庫
	1階		書庫、倉庫、車庫
コミュニティ 防災センター	1階		事務室、車庫
矢板市生涯 学習館	2階	教育長室、教育総務課	教員相談室 研修室(1)、研修室(2)
	1階	生涯学習課	体育館、まなびコーナー、会議室、男子更衣室、女子更衣室
上下水道事務所	2階	下水道課	会議室
	1階	水道課	車庫

2 庁舎施設の現状と課題

庁舎施設の現状と課題について次のとおり整理を行いました。なお、部局等（教育総務課、生涯学習課、水道課、下水道課）が別の施設に配置され分散している状況が利用者の利便性を低下させている根本的な原因であり、解決しなければならない課題です。

現状

- ▶ 教育総務課、生涯学習課、水道課、下水道課が市役所とは、別敷地の施設に配置されている
- ▶ 市役所敷地内に保健センター、福祉会館を増築したことにより、渡廊下による接続等、移動経路が長くわかりづらい
- ▶ 庁舎施設にエレベーターがない
- ▶ 来庁者のプライバシーに配慮した個別対応用のスペースが不足している
- ▶ 授乳室、バリアフリートイレ利用者に対応するための機能が不十分である
- ▶ 点字、音声による案内板の不足
- ▶ 建築物、設備の老朽化が進んでいる
- ▶ 外気の影響を受けやすく冷暖房等のエネルギー効率が悪い
- ▶ 建築当時の設備に対応した構造で新たな配線、配管に制約がある
- ▶ 施設内で来庁者と職員間のセキュリティ区分ができていない
- ▶ 防災拠点機能を含め行政機能としての耐震性が不足している
- ▶ 職員の休憩スペース等が不足している
- ▶ 市役所の敷地は、ハザードマップにより0.5～3.0mまでの洪水浸水想定区域に指定されており、浸水の危険性が高いが、浸水に対する設備が設置されていない

課題

①耐震性に関すること

震災時における建築物としての安全性や行政機能の継続性確保の懸念

②庁舎施設の老朽化に関すること

床のたわみや壁のひび割れ等の躯体の老朽化や配管他、空調・衛生・電気設備等の老朽化が進んでいる状況

③庁舎の狭隘化に関すること

狭くゆとりがないことにより新たな情報通信機器、ケーブル等の拡張スペース確保が困難、来庁者の個別対応スペース確保が困難、休憩スペース等の職場環境の改善が困難な状況

④市民サービスに関すること

各課が分散配置されること等による利用者の不便さ、各課までの経路が分かりづらい空間となっている状況

⑤防災拠点に関すること

市災害対策本部・議会災害対策本部等の設置スペースの確保の懸念、震災や水害時など庁舎施設の非常時のライフラインやバックアップ機能等が不十分である状況

施設の浸水の危険性が高い状況

⑥ユニバーサルデザインに関すること

施設状況から根本的にユニバーサルデザインの改善対応が困難な状況

見える課題
府舎の現状から



4 基本的な考え方について

1 理念と基本方針

現状の課題や「やいた創生未来プラン」でのまちづくりの基本理念を踏まえ、新庁舎整備の基本方針を次のとおりとします。

基本方針1：市民にやさしい庁舎

ユニバーサルデザインの徹底や利用者のプライバシー保護等、市民や職員等の利用者にとって効率的で利便性の高い庁舎を目指します。

基本方針2：変化に対応できる庁舎

シンプルで機能的かつ将来の業務形態や社会情勢の変化に柔軟に対応できる庁舎空間を目指します。

基本方針3：安全・安心な庁舎

災害時に安全・安心に利用可能で、市民への迅速な支援や復旧活動を行うことができる庁舎を目指します。

基本方針4：環境にやさしい庁舎

地球環境への負荷が低く、ライフサイクルコストの削減が図られた、環境にやさしく、維持管理費が低減できる経済的な庁舎を目指します。

基本方針5：交流の拠点となる庁舎

市民活動や交流が可能な市民協働のまちづくりが推進できる交流拠点となる庁舎を目指します。

基本方針6：市の歴史や自然、景観に調和した庁舎

矢板の歴史や自然、景観に調和した新たなランドマークとなる庁舎を目指します。

基本方針7：市民に親しまれる議会に対応した庁舎

セキュリティや議会の独立性を維持しながら、市民に対しての充実した情報提供や議場の市民活用も視野に入れた庁舎づくりを目指します。

基本方針8：デジタル技術の発展を踏まえたスマート庁舎

ペーパーレス化をはじめ、脱力センターへの変化も踏まえ、デジタル技術の発展に対応できる庁舎を目指します。

基本方針を実現するために新庁舎に導入する機能・性能を検討する際の基本的な考え方を以下に整理します。

基本方針1：市民にやさしい庁舎

来庁者の利便性・効率性を高める窓口サービス、利用者のプライバシー保護を保つことができる窓口サービス等により、市民サービスの向上を目指します。また、高齢者や障がい者、親子連れ、外国人等、様々な人が利用することを視野に入れ、廊下、トイレ等のユニバーサルデザインの徹底を図ります。市民にやさしい庁舎とします。さらに職員にとつても働きやすい職場環境づくりを目指します。

【検討事項例】

- ▶個別ブース、機能的なカウンターの設置、適切な配置による利用しやすい窓口
- ▶ユニバーサルデザインによるトイレや授乳室等の設備
- ▶利用者同士の離隔を保つことができる庁舎レイアウト、パーテイション・アクリル板等の設置
- ▶自動ドア・自動水洗等非接触型設備の整備による感染症対策
- ▶有線・無線の組み合わせによる利便性とセキュリティを両立させた適切なネットワーク環境の構築
- ▶利用者数や車両の数や大きさから想定される適切な駐車スペースの確保と車両の乗り入れが行い易い庇付き車寄せの設置
- ▶分散している部局等を一つの施設に集約化
- ▶職員が休憩を含む、様々な目的で利用できる場（スペース）の検討

基本方針2：変化に対応できる庁舎

将来的な市の姿や、今後の行政需要の多様化、社会情勢の変化、進化する情報通信技術等、様々な変化に対応可能な設備や空間を検討し、機能的で効率的な変化に対応できる庁舎を目指します。

【検討事項例】

- ▶自由にレイアウトの変更が可能な執務空間
- ▶シンプルで見通しの良い、整形な形のオープンフロアの執務室
- ▶利用率向上のため、可動間仕切りを設置し、会議の形態・人数に合わせて利用範囲を変更できる会議室

基本方針3：安全・安心な庁舎

高い耐震性を確保し、日常的に安心して利用できる建物とともに、その他水害等の災害発生時にも、災害対策活動の中核として、迅速な支援や復旧活動等を行うことができる様々な機能を備えた、災害に強い庁舎を目指します。

また、日常の利便性と機密保持、防犯性能に配慮した段階的なセキュリティ計画が可能な計画とします。

【検討事項例】

- ▶蓄電池や自家発電設備の設置、断水時にも機能維持できる上下水道設備によるライフラインの確保
- ▶施設の規模、形状に合わせた耐震、耐火性能、構造形式
- ▶災害時の対応を想定した各室の適切な配置
- ▶日常の延長で利用することができる適切なスペースの防災広場の確保
- ▶適切なゾーニングや出入口での認証機能設備の設置等によるセキュリティの確保
- ▶浸水といった水害の被害を最小限とする対策の検討

基本方針4：環境にやさしい庁舎

持続可能なまちづくりを進めていくため、環境にやさしくランニングコストに配慮した庁舎を目指します。

【検討事項例】

- ▶効率の高い空調・照明機器、BEMS（ビル・エネルギー管理システム）、自然採光・通風による省エネルギー化
- ▶太陽光発電等による創エネルギー
- ▶雨水利用設備や井戸水の有効活用
- ▶維持管理が容易で修繕費用の低減が図られた設備の導入によるメンテナンス性に配慮した計画
- ▶十分な軒の出のある庇の設置等、外壁が汚れにくく、日常の維持管理が容易でライフサイクルコストが低減できる計画
- ▶断熱性等に優れた外皮性能を持つ施設計画

基本方針5：交流の拠点となる庁舎

活発な市民活動や交流を行うことができるスペース整備等を行い、交流の拠点となる庁舎を目指します。公共施設やその他機能との複合化の可能性を検討します。

【検討事項例】

- ▶ 活発な市民活動の拠点となるホールや市民活動室等の整備
- ▶ 非常に最適な防災広場となる市民交流広場
- ▶ 市内、周辺情報が発信できる情報コーナーや案内カウンターの整備
- ▶ 公共施設や民間施設との複合化の検討

基本方針6：市の歴史や自然、景観に調和した庁舎

豊かな自然や歴史との調和を図ることができる周辺景観に配慮した庁舎づくりを目指します。

【検討事項例】

- ▶ 矢板の未来を象徴する新たなランドマークづくり
- ▶ 華美になりすぎない外観計画
- ▶ 周辺街並みとの調和を図る維持管理に配慮した植栽計画

基本方針7：市民に親しまれる議会に対応した庁舎

議会の独立性や機能、品位に配慮しながら、市民も利用しやすく、市民に親しまれる議会に対応した庁舎を目指します。

【検討事項例】

- ▶ 議会関係の各室を集約した機能的な議会エリアの計画
- ▶ 様々な立場の傍聴者に配慮され、ICT化された設備等で円滑な議事運営が可能な議場
- ▶ 地場産木材を活用した温かみがあり市民に愛される議場
- ▶ 市民活動等、多目的な利活用が行える議場づくりの検討

基本方針8：デジタル技術の発展を踏まえたスマート庁舎

庁内のペーパーレス化を始めとした、将来の脱カウンターへの窓口の変化も踏まえ、デジタル技術の発展に対応できる庁舎を目指します。

【検討事項例】

- ▶ 執務室にOAフロア（二重床）を採用し、床下の配線ルートの自由度を高める計画
- ▶ 将来の変更に対応できる執務室のコンセント等の配置
- ▶ 将来の変更に対応できる情報、電力配線のスペース確保
- ▶ 将来の変更に対応できる窓口や書類保管スペースの建築計画

5 新庁舎の想定規模の設定

新庁舎に必要な床面積について、国の基準や他自治体の事例等を考慮し算出します。入居する課は、現市役所の課に教育総務課、生涯学習課、水道課、下水道課を加えた想定とします。

1 想定規模の設定条件

(1) 新庁舎に配置する想定職員数

- ・庁内の職員数は令和6年度時点（表2,3）より268人となります。本数値を基準に規模を算出し、役職数も、現状の組織構成のとおりとします。
- ・「やいた創生未来プラン」に記載される人口推計（独自推計パターン3）に配慮し、将来の人口変動に応じて細やかな規模調整も次工程である基本計画にて行います。

(2) 議員数

「矢板市議会議員定数条例」に基づき議員数を15人とします。

(3) 駐車台数

- ・駐車場の台数は、人口に対する来庁者の算出方法によるもの及び必要な駐車台数を加えたものを想定します。算出された駐車台数を指標に最適な台数を引き続き次工程である基本計画や基本設計段階においても検討していくこととします。

(3) -1 駐車場面積の算出について

(3) -1-1. 算出にあたっての前提条件

- ① 駐車場の規模は、「最大滞留量の近似的計算方法^{*1}」を参考に算出
- ② 来庁者数は、「市区町村役場の窓口事務施設の調査^{*2}」による割合を採用

・窓口部門への来庁者	人口の0.9%----- (a)
・窓口部門以外への来場者	人口の0.6%----- (b)
・来庁の際の乗用車使用割合	90%を想定----- (c)
③ 本市の人口 令和6年5月時点	29,727人----- (d)

(3) -1-2. 1日あたりの自動車利用来庁者数の算出

① 窓口部門への来庁者

$$29,727 \text{人 (d)} \times 0.9\% \text{ (a)} \times 90\% \text{ (c)} = 241 \text{人----- (e)}$$

② 窓口部門以外への来庁者

$$29,727 \text{人 (d)} \times 0.6\% \text{ (b)} \times 90\% \text{ (c)} = 161 \text{人----- (f)}$$

*1 岡田光正、吉田勝之、柏原土郎：滞留人員の時刻変動と最大滞留人員の予測算定法－都市施設における利用人員の変動に関する研究(8)－、日本建築学会論文報告集第、171号、1970.5

*2 関龍夫：市・区・町・役所の窓口事務施設の調査、日本建築学会大会学術講演梗概集、第46号、pp495-496、1971.9

合計 402 人----- (g)

(3) -1-3.来庁者の必要駐車場台数の算出

必要駐車台数は、利用総数と平均滞留時間から最大滞留量の算定を行います。

① 必要台数は=最大滞留量（台/日）=1 日あたり来庁者数×集中率×平均滞留時間	
② 集中率	30%----- (h)
③ 窓口部門の平均滞留時間	20 分と想定----- (i)
④ 窓口部門以外の平均駐車台数	60 分と想定----- (j)
・窓口部門の必要駐車台数	
241 人 (e) ×30% (h) ×20/60 (i)	25 台----- (k)
・窓口部門以外の必要駐車台数	
161 人 (f) ×30% (h) ×60/60 (j)	49 台----- (l)
	合計 74 台----- (m)

(3) -1-4.公用車の必要駐車台数の算出

必要駐車台数は、矢板市総務課提供資料 R6.4.1 より庁舎施設の敷地内に駐車されている公用車の台数を採用します。

75 台----- (n)

(3) -1-5.その他必要な駐車場台数

① 議員用駐車場

議員数 15 人 15 台----- (o)

② 職員用駐車場

令和6年度4月時点の庁内の職員数 268 人に以下の職員数を加え台数に換算します。

・建設課庁外職員：6 人

・水道課外部職員：7 人

・バス等運転手：4 人

268 人+6 人+7 人+4 人 =

285 人----- (p)

285 台 ----- (q)

③ 車いす使用者用駐車台数は、「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年12月15日国土交通省令第114号）」第12条による「利用者の用に供する駐車場が200台より多い場合にあっては当該駐車台数の100分の1+2台を最低限確保するもの」を遵守します。

必要駐車台数= 374 台（公用車以外の駐車台数）×1/100+2 = 5.74 台 ≈ 6 台 (r)

※公用車以外の駐車台数：74 台 (m) +15 台 (o) +285 台 (q) = 374 台より

• 15 台 (o) +285 台 (q) +6 台 (r) = 合計 306 台----- (s)

(3) -1-6. 駐車場の合計台数

故に、必要な駐車場台数は、

来庁者の必要駐車台数 74 台 (m) + 公用車の必要駐車場台数 75 台 (n) +

その他の必要駐車場台数 306 台 (s) = 455 台 合計 455 台

2 施設と敷地の想定規模

(1) 規模算定の考え方

基本構想においては、延床面積がどの程度になるかを把握することを目的としているため総務省や国土交通省の基準、近年整備された事例を用い、多方面から規模を想定します。

(2) 基準を用いた規模算定

基準を用いた施設規模の算定方法として、以下の2つの方法が多く採用されています。
(別表1)

① 総務省の基準「平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱」による方法について

※平成 23 年度から地方債の同意基準の取り扱いが廃止されましたが、その後も多くの中の自治体で庁舎規模の算定基準として用いられています。

- ・職員数をもとに事務室や会議室などの面積を求めるものです。
- ・防災機能、福利厚生機能の面積が含まれていないため、算出した庁舎面積に、その他機能として付加機能分の面積を加算します。

② 国土交通省の基準「新営一般庁舎面積算定基準^{※3}」による方法について

- ・職員数をもとに事務室面積や付属面積（会議室、倉庫、便所等）、設備関係面積、交通部分（玄関、廊下等）の面積を算出するものです。
- ・本基準に含まれない議会機能に要する面積は、総務省基準を準用するものとします。
- ・防災機能、福利厚生機能の面積が含まれていないため、①と同様に算出した庁舎面積に、その他機能として付加機能分の面積を加算します。

※3 国土交通省: 新営一般庁舎面積算定基準, <https://www.mlit.go.jp/common/001157874.pdf>

(別表1) 総務省・平成22年度地方債同意等基準運用要綱と国交省・新営一般庁舎面積算定基準による算定

「平成22年度地方債同意等基準運用要綱【別表2】庁舎建設事業の標準的な事業費について」による算出 ※1						※表内にて「総務省基準」と記載						「新営一般庁舎面積算定基準」による算出						※表内にて「国交省基準」と記載						想定値(総務省基準と国交省基準の比較による最小値と最大値)			
区分		職区分		職員数	換算率	換算職員数	面積(m²)	区分		職区分		職員数	換算率	換算人員	基準面積	面積(m²)	区分		面積(m²)								
(イ)	事務室	特別職		3	12	36	1830.15	執務面積	事務室	特別職		3	18	54	3.3	178.2	事務室	1830.15	~	2110.845							
		部長		10	2.5	25				部長		10	9	90	3.3	297											
		課長		23	2.5	57.5				課長		23	5	115	3.3	379.5											
		課長補佐・係長		49	1.8	88.2				課長補佐		49	2.5	122.5	3.3	404.25											
		一般職員		183	1	183				係長			1.8	0	3.3	0	0										
		その他職員※6		17	1	17				一般職員		183	1	183	3.3	603.9											
		計		285		406.7				その他職員※6		17	1	17	3.3	56.1											
		面積計算		406.7	人 × 4.5m²/人					計		285		581.5	3.3	1918.95											
		(イ) 面積合計								1830.15							2110.845										
(ロ)	倉庫	事務室面積(m²)	×	共有面積率 13%			237.91	付属面積	倉庫	補正前の事務室面積(m²)	×	13%					249.46					倉庫	237.91	~	249.46		
		1830.15	×	0.13						1918.95	×	0.13															
		(ロ) 面積合計					237.91										249.46										
(ハ)	会議室等 会議室・電話交換室・便所・洗面所 その他の諸室	職員数(人) × 1人あたり面積(m²/人)						1995	付属面積	庁内職員100人当たり40m² ※10人増す毎に4m²増加(×補正係数1.1)						118.8						会議室、設備室等	1265.555	~	1995		
		285	×	7.0						会議室		40	×	2	×	1.1											
										電話交換室		4	×	7	×	1.1											
										便所及び洗面所		581.5	人														
										全職員数(人) × 0.32m²(全職員数150人以上)		285	×	0.32													
										庁務員室																	
										湯沸室		1	ヶ所	当たり	6.5m²	を標準とし、既存の庁舎施設の給湯室数9箇所より算出											
										受付及び巡回溜		9	×	6.5													
										医務室		1.65m² × (人数 × 1/3) > 最小 6.5m²															
										売店		183	×	0.085		一般職員1人当たり0.085m²(職員数150人以上の場合に設置)											
										食堂及び喫茶室						職員数300名未満の場合 140m²											
										付属面積(倉庫を除く)合計																	
										設備関係面積		機械室	冷暖房の場合(一般庁舎)有効面積3000~5000m²の対応表より採用														
										電気室		9	×	6.5		冷暖房の場合(高圧受電)有効面積3000~5000m²の対応表より採用											
										自家発電機室						有効面積対応表より最小値を採用											
										設備関係面積合計																	
		(ハ) 面積合計					1995			付属面積(倉庫を除く) + 設備関係面積 合計																	
(ハ)	議事堂	議員定数(人) × 1人あたり面積(m²/人)																					議事堂	525		525	
		15	×	35.0																							
		(ハ) 面積合計(国交省基準に算定基準なし)																									
その他機能	打合せスペース※2	(想定) 各課(22課) × 4m² (1席1m² × 4席の想定)																					その他機能	939.92			
	サーバー室	(想定) 既存庁舎施設より																									
	印刷室	(想定) 既存庁舎施設より																									
	防災機能(防災通信室)	(想定) 既存庁舎施設より																									

(3) 近年の整備事例を用いた規模算定

近年の整備事例（表5）を用い、庁舎の職員1人当たりの面積から規模算定を想定します。

（表5）近年新庁舎を整備した自治体の事例

	自治体名	R2人口※1 (人)	延床面積 (m ²)	職員数※2 (人)	職員1人当 たり面積 (m ² /人)	竣工年月
1	栃木県那珂川町	15,215	4,303	213	20.3	2017年 10月
2	香川県多度津町	22,445	4,400	197	22.4	2022年 6月
3	栃木県塩谷町	10,354	4,469	131	34.2	2023年 11月
4	栃木県壬生町	39,474	4,822	247	19.6	2022年 3月
5	富山県入善町	23,839	5,500	249	22.1	2024年 5月予定
6	福井県越前町	20,118	5,700	240	23.8	2020年 10月
7	山形県高畠町	22,463	5,759	191	30.2	2025年 5月予定
8	北海道網走市	35,759	6,444	361	17.9	2025年 2月予定
平均					23.9	

※1：令和2年国勢調査

※2：R6年4月時点公表の職員数、臨時職員を含む

上記の事例の職員1人当たりの面積の平均を基に、285人(p)に対する延床面積を算定すると、6,811.5 m² (285人 × 23.9 m²/人)になります。

(4) 施設の想定規模

現庁舎施設の面積 6,635 m²

（市役所：5,839 m²+生涯学習館：260 m²+上下水道事務所：536 m²より）

また、基準を用いた2つの算定方法による算定結果は、以下のとおりです。

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| ① 総務省基準の算出による面積 | 約 7,154 m ² (少数点以下切り上げ) |
| ② 国交省基準の算出による面積 | 約 6,689 m ² (少数点以下切り上げ) |

近年整備された事例に基づく算定結果は、以下のとおりです。

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| ③ 庁舎事例による面積 | 約 6,812 m ² (少数点以下切り上げ) |
|-------------|------------------------------------|

上記の4つの平均値の十位を切り上げ、想定延床面積を下記のとおり設定します。

約 6,900 m²程度

(5) 施設規模の今後の進め方

想定延床面積は、基本方針にて定めた機能の導入を仮定した新庁舎の目安となる面積ですが、不確定要素も多いため、施設の想定規模は基本計画段階にて引き続き精査します。また、他施設の複合化を行う場合には、過大とならないよう面積を調整の上、検討します。

(6) 駐車場必要面積

必要駐車台数から、新庁舎における駐車場必要面積を（表6）のとおり設定します。

駐車場1台当たりの駐車面積は、総務省の「平成22年度地方債同意等基準運用要綱【別表2】庁舎建設事業の標準的な事業費について」の自動車1台につき 25 m^2 を採用し、車椅子使用者用は 30 m^2 として算定します。

（表6）新庁舎駐車場必要面積

種別	必要駐車台数(台)	単位面積(m^2)	必要面積(m^2)
(1) 来庁者用	74	25	1,850
(2) 車椅子使用者用	6	30	180
(3) 議員用・職員用	300	25	7,500
(4) 公用車用	75	25	1,875
合計			11,405

※大型車、中型車、小型車とも同値（1台当たり面積 25 m^2 ）として算出しています。

なお、ここで算定した駐車台数は、今後の基本計画や基本設計策定等の段階において、建設計画や平面配置計画等とあわせてより詳細（具体的）な規模を検討していくため、実際の整備では変わることがあります。

(7) 敷地の想定規模

敷地の想定規模の算定にあたっては、建築物の階数を3階～4階と想定した場合の建築面積に、必要駐車場面積と緑地+広場面積（想定敷地面積の25%）を加算します。

（表7）想定される必要面積

種別	面積(m^2)※
① 建築面積の想定 (想定延床面積 $6,900\text{ m}^2$ より)	1,725～2,300 (4階建～3階建)
② 必要駐車場面積（平面式）	11,405
③ 緑地+広場面積	4,377～4,568 (4階建～3階建)
合計	17,507～18,273 (4階建～3階建)

※少数点以下切り上げ

上記より、想定敷地面積を下記のとおり設定します。

17,507 m^2 ～18,273 m^2 程度

（8）敷地規模の今後の進め方

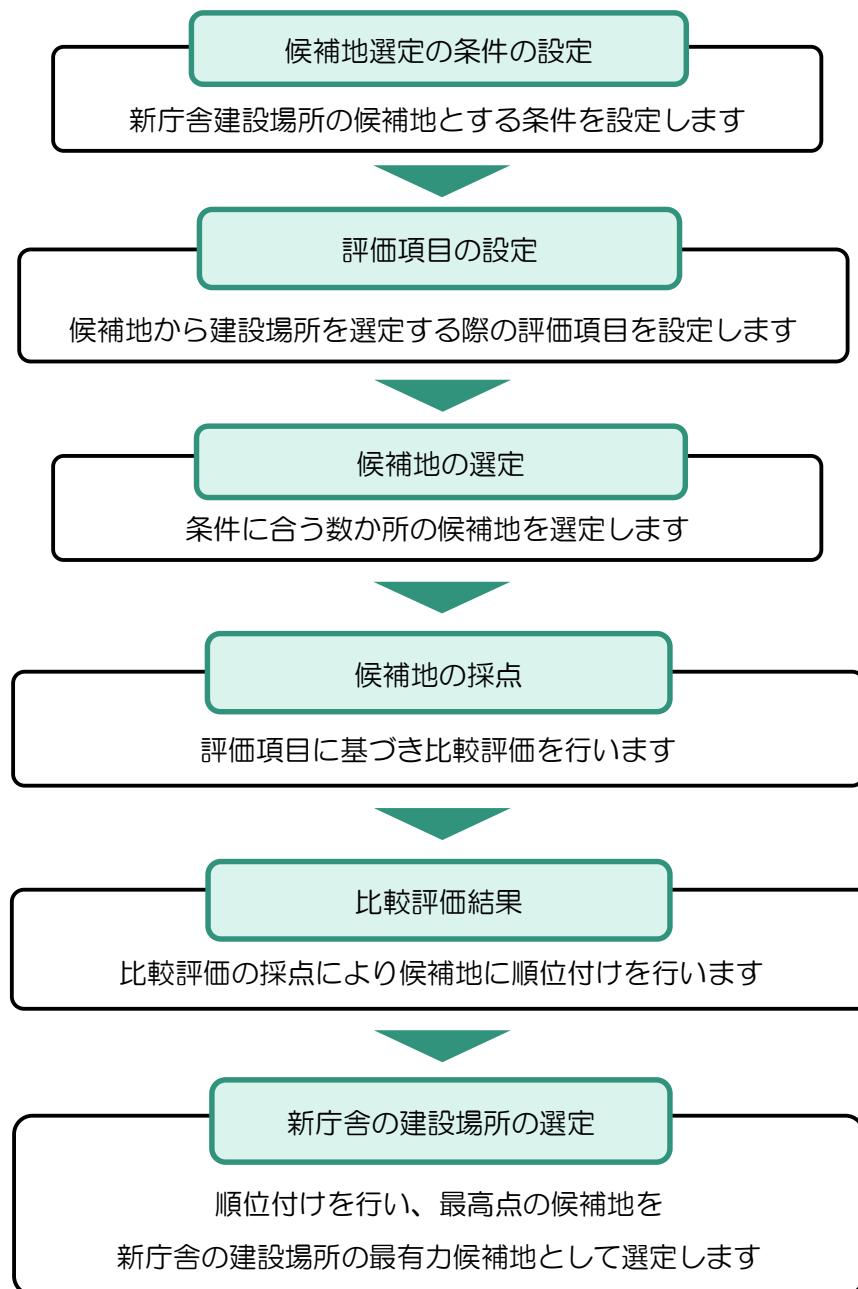
想定敷地面積は、想定延床面積による建築面積と必要駐車場面積、緑地面積から算出した目安となる敷地の必要面積です。また、他施設の複合化等を行う場合には複合化する施設による面積も必要となります。最終的な敷地面積は、整備候補地の諸条件を踏まえ、実際に選定する敷地の面積になります。

緑地+広場面積の算出は、都市計画法と都市緑地法により緑化地域を対象に、市町村にて敷地面積の25%以内を限度として定めることができる旨の規定があります。そのため今回は、目安となる敷地の想定規模の設定にあたり、25%の値を採用します。ただし、緑化地域の定義が、「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」とあるため、選定される敷地状況を踏まえ、基本計画段階においても防災広場等含め過大とならないよう十分に配慮し、検討します。

6 新庁舎の建設場所の考え方

1 建設場所の検討の流れ

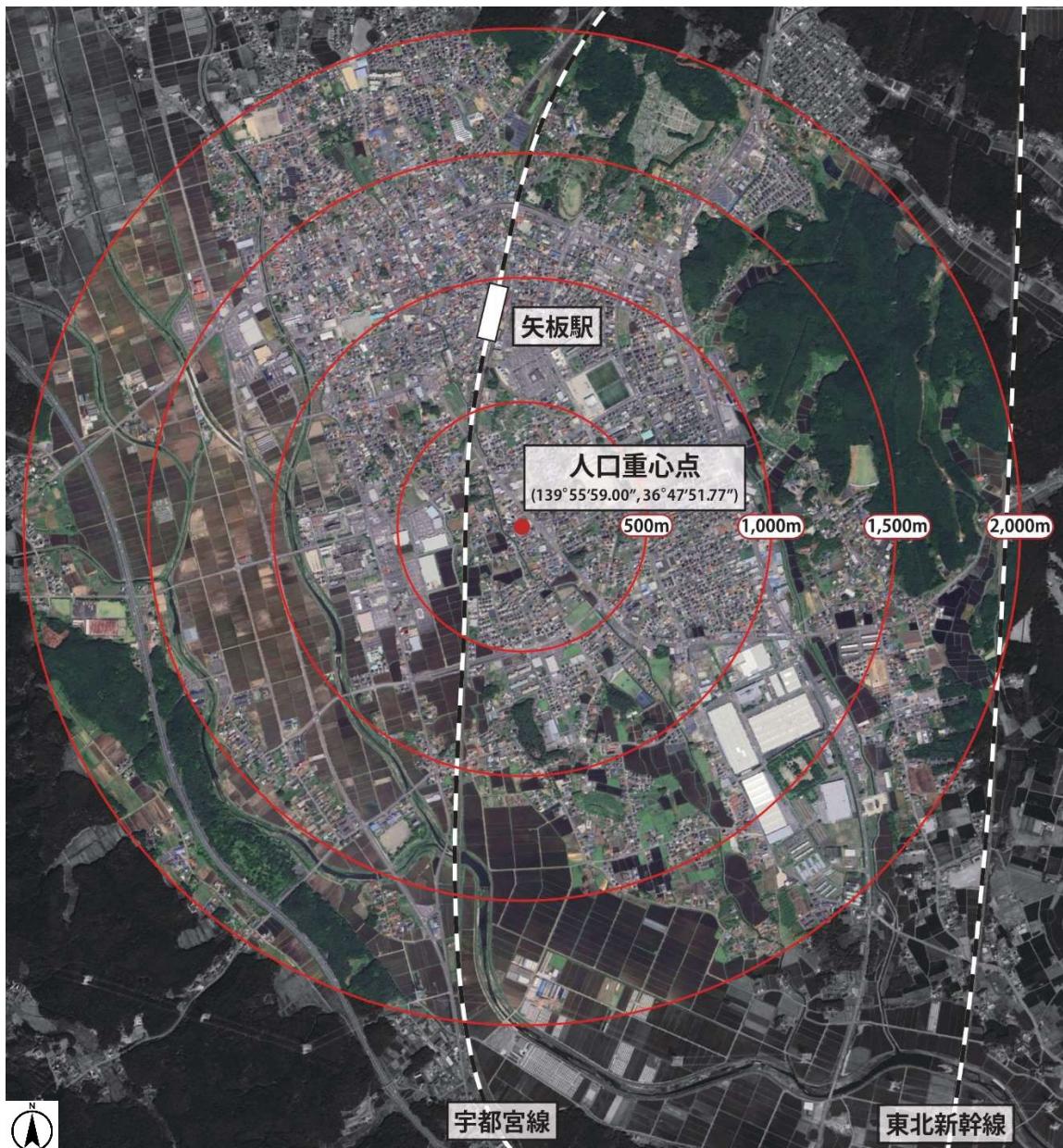
候補地の選定から新庁舎の建設場所の選定までを以下の流れで行います。



2 建設場所の候補地選定の考え方

(1) 建設場所の候補地選定の条件

人口分布による人口重心点^{※1} の位置から半径 2km 圏内^{※2} を候補地選定の対象範囲として設定します。



(図2) 建設場所の候補地選定範囲

※1：人口重心点とは、人口の一人一人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる点です。（総務省統計局 令和2年国勢調査より）

※2：半径 2km 圏内は、徒歩 1 分=80m（不動産の表示に関する公正競争規約より）と仮定した際に、徒歩約 30 分で到達できる距離として設定します。

3 候補地に対する評価項目の考え方

(1) 候補地の評価項目

建設場所の候補地の評価項目と評価軸は以下のとおりです。各評価項目について、評価の考え方・視点を示す「評価軸」を設定します。

(表8) 候補地の評価項目

評価項目	評価軸
(1) まちづくりの方向性	・上位計画、関連計画との整合性を比較
(2) 中心性	・人口分布による人口バランスを踏まえた施設位置を比較
(3) 利便性	・公共交通機関の立地を比較
	・交通アクセスを比較
	・周辺道路の安全性を比較
	・駐車場の整備スペースを比較
(4) 連携性	・他施設連携を踏まえた施設位置を比較
(5) 安全性	・防災拠点としての安全性を比較
	・土砂災害の危険性を比較
	・防災広場の整備スペースを比較
(6) 経済性	・整備事業費を比較
(7) 整備スケジュール	・整備着手時期の制限等を比較
	・土地利用規制等を比較

(1) -1. まちづくりの方向性に関する評価

まちづくりの方向性に関する評価軸及び評価基準は、以下のとおりです。当評価項目の評価基準の数は1つです。

(表9) まちづくりの方向性に関する評価一覧

評価項目	評価軸	評価基準
まちづくりの方向性	上位計画、関連計画との整合性	1. 上位計画・各種まちづくり計画等に位置づけがあるか

(1) -2. 中心性に関する評価

中心性に関する評価軸及び評価基準は、以下のとおりです。当評価項目の評価基準の数は1つです。

(表10) 中心性に関する評価一覧

評価項目	評価軸	評価基準
中心性	人口分布による人口バランスを踏まえた施設位置	1. 人口重心点による、市民の通いやすさを考慮した場合の候補地位置の妥当性

(1) -3.利便性に関する評価

利便性に関する評価軸及び評価基準は、以下のとおりです。当評価項目の評価基準の数は6つです。

(表11) 利便性に関する評価一覧

評価項目	評価軸	評価基準
利便性	公共交通機関の立地	1. 鉄道駅の近接性 2. バス停の近接性
	交通アクセス	3. 主要幹線道路の接続 4. アクセス道路には十分な道路幅員があるか
	周辺道路の安全性	5. 周辺道路に歩道が整備されているか
	駐車場の整備スペース	6. 敷地において、必要駐車台数を収容できる駐車場が整備できるか

(1) -4.連携性に関する評価

連携性に関する評価軸及び評価基準は、以下のとおりです。当評価項目の評価基準の数は1つです。

(表12) 連携性に関する評価一覧

評価項目	評価軸	評価基準
連携性	他施設連携を踏まえた施設位置	1. 周辺施設の立地を踏まえ、各施設が近接し連携の良さから、その場所に庁舎があることは相応しいか

(1) -5.安全性に関する評価

安全性に関する評価軸及び評価基準は、以下のとおりです。当評価項目の評価基準の数は3つです。

(表13) 安全性に関する評価一覧

評価項目	評価軸	評価基準
安全性	防災拠点としての安全性	1. 防災ハザードマップ上の浸水深
	土砂災害の危険性	2. 候補地周辺の土砂災害の危険度
	防災広場の整備スペース	3. 敷地において、十分な広さの防災広場が整備できるか

(1) -6. 経済性に関する評価

経済性に関する評価軸及び評価基準は、以下のとおりです。当評価項目の評価基準の数は4つです。

(表14) 経済性に関する評価一覧

評価項目	評価軸	評価基準
経済性	整備事業費	1. 用地取得に係る費用 2. 施設建設に係る地盤整備費用 3. 施設建設に係る仮庁舎等の整備費用 4. 施設の高層化による建設費用の上昇

(1) -7. 整備スケジュールに関する評価

整備スケジュールに関する評価軸及び評価基準は、以下のとおりです。当評価項目の評価基準の数は3つです。

(表15) 整備スケジュールに関する評価一覧

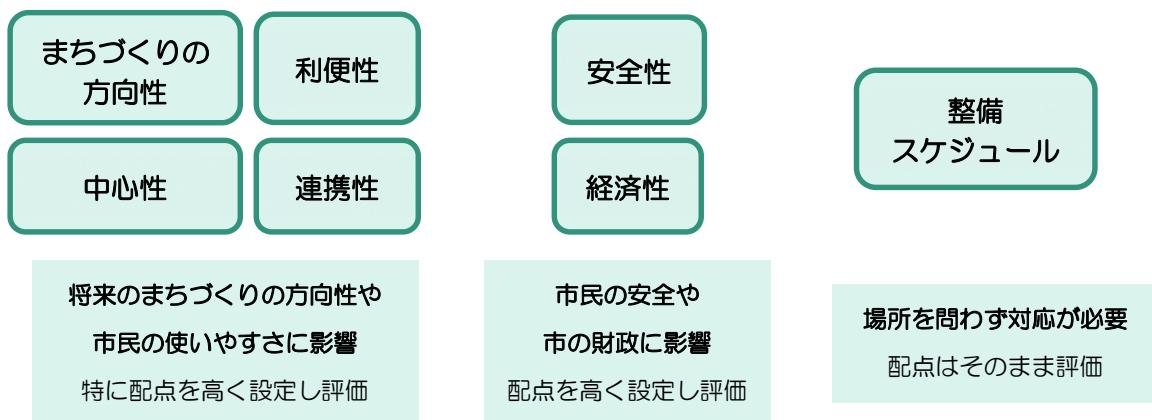
評価項目	評価軸	評価基準
整備スケジュール	整備着手時期の制限等	1. 用地取得に係る期間 2. 敷地や施設の利用状況
	土地利用規制等	3. 土地利用規制の手続き

(2) 評価項目に対する配点の考え方

矢板市の将来像やまちづくりの方向性の決定など長期的視点で見た際に大きな影響を与える、まちづくりの方向性、中心性、利便性、連携性は配点を大きくし、市民の使いやすさや上位計画等に沿った候補地への配点が大きくなるよう設定します。

また、市民の安全性や市の財政に影響のある、安全性、経済性も配点を大きくし候補地を評価します。

以上の考え方方に沿い、評価項目に対する配点を（図3）のとおり設定します。



（図3）評価項目の配点の考え方

評価項目の配点の考え方方に沿い、それぞれの評価基準への配点を（表16）のとおり設定します。

（表16）評価基準の配点

評価基準配点への掛率	評価項目
配点×3	(1) まちづくりの方向性 (2) 中心性 (3) 利便性 (4) 連携性
配点×2	(5) 安全性 (6) 経済性
配点×1	(7) 整備スケジュール

7 新庁舎の建設場所の選定

1 建設場所の候補地選定

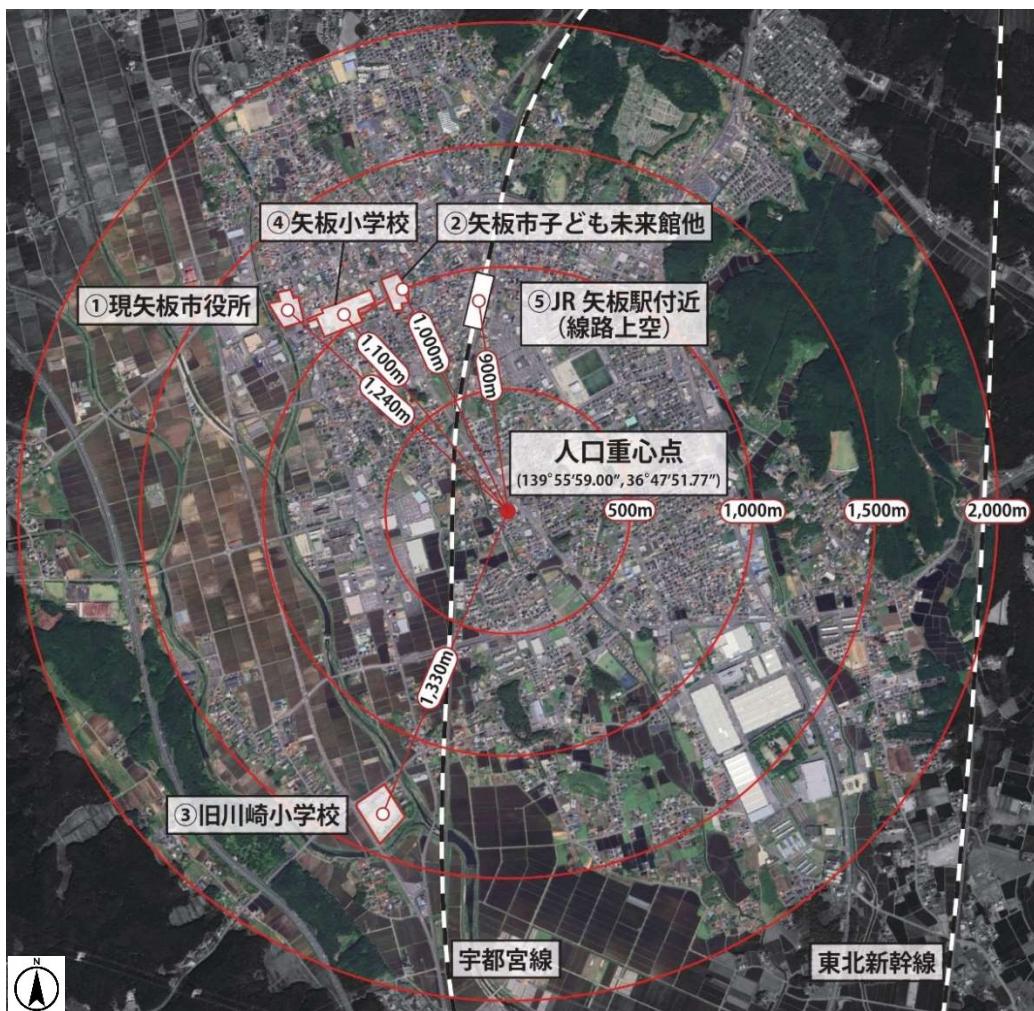
(1) 建設場所の候補地

矢板市の人団重心点から半径 2.0km 圈内を対象に、以下の5候補地を選定しました。
(表17)。また候補地の敷地概要を(表18)に示します。

(表17) 選定した候補地

	①現矢板市役所	②矢板市子ども未来館他	③旧川崎小学校	④矢板小学校	⑤JR 矢板駅付近(線路上空)
面積	約 2.00ha	約 1.04ha	約 2.10ha	約 3.15ha	約 1.80ha
所有	市有地	市有地	市有地	市有地	民有地

※想定敷地面積に満たない 1.0ha 程の候補地がありますが、立地適正化計画に沿った敷地や市民の利用に配慮した中心性や利便性、連携性を加味した場合に候補地になり得る立地であり、まとまった規模が確保できる敷地のため、評価対象の候補地として選定しています。



(図4) 建設場所の候補地位置図

(表18) 候補地の敷地概要

候補地	敷地概要			
	住所 立地 ※敷地に接する道路	敷地面積	都市計画上 の用途地域	現況
現矢板市役所	 <ul style="list-style-type: none"> 住所：矢板市本町 5 番 4 号 立地：東：市道 境林・下太田 1 号線 西：市道 本町・上町 13 号線 	約 2.00ha	第一種住居 地域	矢板市役所他
矢板市子ども 未来館他	 <ul style="list-style-type: none"> 住所：矢板市本町 2 番 25 号、他 立地：東：市道 本町・鹿島町 3 号線 西：市道 本町 11 号線 南：市道 本町・扇町 5 号線 	約 1.04ha	近隣商業 地域	矢板市子ども 未来館他
旧川崎小学校	 <ul style="list-style-type: none"> 住所：矢板市木幡 1646 番地 立地：西：県道 30 号線 北：市道 木幡 37 号線 	約 2.10ha	無指定	廃校
矢板小学校	 <ul style="list-style-type: none"> 住所：矢板市本町 4 番 23 号 立地：東：市道 本町 14 号線 西：市道 境林・下太田 1 号線 南：市道 本町・扇町 5 号線 	約 3.15ha	第一種住居 地域	矢板小学校
JR 矢板駅付近 (線路上空)	 <ul style="list-style-type: none"> 住所：矢板市扇町 1 丁目 1 番 1 号、他 立地：東：市道 未広 32 号線 未広 10 号線 西：市道 鹿島町・扇町 1 号線 	約 1.80ha	準工業 地域	JR 東北本線 (矢板駅付近)

(2) 候補地の採点と比較評価

設定した評価項目、評価基準を踏まえ（別表2）を作成し、93点満点の採点で候補地の比較評価を行いました（表19）。

（表19）建設場所の候補地の評価結果

評価点合計 順位	建設場所の候補地	点数
1	① 現矢板市役所	77
2	② 矢板市子ども未来館他	74
3	⑤ JR 矢板駅付近（線路上空）	72
4	④ 矢板小学校	70
5	③ 旧川崎小学校	68

(3) 新庁舎の建設場所

以上の結果に加え、整備にて長期間の工期又は、多額の工事費となる要因がある候補地③④⑤を除外し、候補地①②の2候補地を新庁舎の建設場所の検討対象として選定しました。

候補地①②の具体的な整備内容を基本計画にて比較検討し、最終的な建設地を選定します。

(別表2)新庁舎建設に関する候補地の評価項目一覧表

評価項目	評価軸	評価基準	配点	掛率	建設場所の候補地				
					①現矢板市役所	②矢板市子ども未来館他	③旧川崎小学校	④矢板小学校	⑤JR矢板駅付近(線路上空)
(1)まちづくりの方向性	上位計画・関連計画との整合性	1. 上位計画・各種まちづくり計画等に位置づけがあるか		×3	「矢板市立地適正化計画」にて設定される「公共サービスゾーン」内に位置	「矢板市立地適正化計画」にて設定される「公共サービスゾーン」内に位置	拠点の位置づけ無し	拠点の位置づけ無し	拠点の位置づけ無し
		①上位計画・各種まちづくり計画等において、拠点としての位置づけがある	2		6	6	3	3	3
(2)中心性	人口分布による人口バランスを踏まえた施設位置	1. 人口重心点による、市民の通いやすさを考慮した場合の候補地位置の妥当性		×3	人口重心点から徒歩圏500m以内 都市構造の評価に関するハンドブック(国土交通省)の指標による※1	人口重心点まで約1.24km	人口重心点まで約1.00km	人口重心点まで約1.33km	人口重心点まで約1.10km
		①人口重心点から徒歩圏500m以内 都市構造の評価に関するハンドブック(国土交通省)の指標による※1	3		3	3	3	3	3
		②人口重心点から徒歩圏800m以内 都市構造の評価に関するハンドブック(国土交通省)の指標による※1	2		3	3	3	3	3
(3)利便性	公共交通機関の立地	1. 鉄道駅の近接性		×3	矢板駅まで約0.85km	矢板駅まで約0.39km	矢板駅まで約2.58km	矢板駅まで約0.50km	矢板駅と隣接
		①主要鉄道駅(矢板駅)から1000m以内 矢板市立地適正化計画 公共交通カバー圏域の指標による※2	2		6	6	3	6	6
		②主要鉄道駅(矢板駅)から1000mを超える	1		6	6	3	6	6
	交通アクセス	2. バス停の近接性			矢板市役所(バス停)に近接	扇町(バス停)まで約0.26km	城の湯温泉センター(バス停)まで約1.20km	矢板市役所(バス停)まで約0.05km	矢板駅(バス停)に近接
		①バス停から300m以内 矢板市立地適正化計画 公共交通カバー圏域の指標による※2	2		6	6	3	6	6
		②バス停から300mを超える	1		6	6	6	6	6
	周辺道路の安全性	3. 主要幹線道路の接続			東側で都市マスターPLANにより「地域都市間交流軸」とされる市道 境林・下太田1号線に接する	西側で都市マスターPLANにより「都市内交流軸」とされる市道 本町11号線に接する	西側と北側でそれぞれ都市マスターPLANにより「都市内交流軸」とされる県道30号 矢板那須線と市道 木幡37号線に接する	西側で都市マスターPLANにより「地域都市間交流軸」とされる市道 境林・下太田1号線に接する	西側で都市マスターPLANにより「都市内交流軸」とされる市道 鹿島町・扇町1号線に接する
		①主要幹線道路若しくはそれ同等規模の道路が候補地に接している	2		6	6	6	6	6
		②主要幹線道路若しくはそれ同等規模の道路が候補地に接していない	1		6	6	6	6	6
	駐車場の整備スペース	4. アクセス道路には十分な道路幅員があるか			片側1車線で相互通行可能な道路が接する	片側1車線で相互通行可能な道路が接する	片側1車線で相互通行可能な道路が接する	片側1車線で相互通行可能な道路が接する	片側1車線で相互通行可能な道路が接する
		①片側1車線以上の相互通行可能な道路構成	2		6	6	6	6	6
		②片側1車線以上の相互通行可能な道路構成に満たない道路	1		6	6	6	6	6
(4)連携性	他施設連携を踏まえた施設位置	5. 周辺道路に歩道が整備されているか		×3	敷地にアクセスする車道に歩道がある	敷地にアクセスする車道に歩道がある	敷地にアクセスする車道に歩道がある	敷地にアクセスする車道に歩道がある	敷地にアクセスする車道に歩道がある
		①庁舎へのアクセス道路に歩道が整備されている	2		6	6	6	6	6
		②庁舎へのアクセス道路に歩道がない	1		6	6	6	6	6
	防災拠点としての安全性	6. 敷地において、必要駐車台数を収容できる駐車場が整備できるか			敷地面積が約20,000m ²	敷地面積が約10,400m ²	敷地面積が約21,000m ²	建設可能となる校庭面積が約12,000m ²	敷地面積が約18,000m ²
		①17,000m ² 程度の敷地が確保でき、十分な広さの駐車場が整備できる	2		6	3	6	3	6
		②17,000m ² 程度の敷地が確保できず、十分な広さの駐車場が整備できない	1		6	3	6	3	6
(5)安全性	土砂災害の危険性	1. 防災ハザードマップ上の浸水深		×2	市立図書館、矢板公民館、道の駅やいた等の公共施設が近接して立地している	公共施設が近接して立地していない	公共施設が近接して立地していない	公共施設が近接して立地していない	公共施設が近接して立地していない
		①防災ハザードマップにおいて、洪水浸水想定区域外	3		6	3	3	3	3
		②防災ハザードマップにおいて、浸水深が0~0.5m未満に含まれている	2		2	6	2	6	6
	防災広場の整備スペース	③防災ハザードマップにおいて、浸水深が0.5~3m未満に含まれている	1		4	4	4	4	4
		2. 候補地周辺の土砂災害の危険度			指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし
		①土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定なし	2		4	4	4	4	4
		②土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定あり	1		4	4	4	4	4
	防災広場の整備スペース	3. 敷地において、十分な広さの防災広場が整備できるか			敷地面積が約20,000m ²	敷地面積が約10,400m ²	敷地面積が約21,000m ²	建設可能となる校庭面積が約12,000m ²	敷地面積が約18,000m ²
		①17,000m ² 程度の敷地が確保でき、十分な広さの防災広場が整備できる	2		4	2	4	2	4
		②17,000m ² 程度の敷地が確保できず、十分な広さの防災広場が整備できない	1		4	2	4	2	4

(別表2)新庁舎建設に関する候補地の評価項目一覧表

評価項目	評価軸	評価基準	配点	掛率	建設場所の候補地				
					①現矢板市役所	②矢板市子ども未来館他	③旧川崎小学校	④矢板小学校	⑤JR矢板駅付近(線路上空)
(6)経済性	整備事業費	1. 地域取得に係る費用			市有地のため用地取得費は不要 ①市有地のため用地取得費は不要 ②民有地のため用地取得費が必要	市有地のため用地取得費は不要 4	市有地のため用地取得費は不要 4	市有地のため用地取得費は不要 4	市有地のため用地取得費が必要又は借地契約等が必要 2
		2. 施設建設に係る地盤整備費用			洪水浸水区域内のため、地盤かさ上げの検討が必要 ①洪水浸水区域外のため、かさ上げ等の地盤整備に係る費用は不要 ②洪水浸水区域内のため、かさ上げ等の地盤整備に係る費用が必要	洪水浸水区域外のため、地盤かさ上げの整備に係る費用は不要 2	洪水浸水区域内のため、地盤かさ上げの検討が必要 4	洪水浸水区域外のため、地盤かさ上げの整備に係る費用は不要 2	洪水浸水区域外のため、地盤かさ上げの整備に係る費用は不要 4
		3. 施設建設に係る仮庁舎等の整備費用			現市役所位置での建設 ①新たな用地に建設するため、仮庁舎等の建設に係る費用は不要 ②既存施設の利用があるため、仮庁舎等の建設に係る費用が必要	新たな用地での建設 既存施設で子育て支援施設、スポーツ施設等の利用がある 2	新たな用地での建設 既存施設の利用は無し 2	新たな用地での建設 既存施設で学校施設の利用がある ※庁舎整備に当たり学校施設の移設が必要となる 4	新たな用地での建設 既存施設で駅舎、駐輪場、貨物置き場等の利用がある 2
		4. 施設の高層化による建設費用の上昇			敷地面積が約20,000m ² ①17,000m ² 程度の用地が確保でき、施設の高層化による建設費用の上昇はない ②17,000m ² 程度の用地が確保できず、施設の高層化による建設費用の上昇がある	敷地面積が約10,400m ² 4	敷地面積が約21,000m ² 2	建設可能となる校庭面積が約12,000m ² 4	敷地面積が約18,000m ² だが、人工地盤上への建設になるため建設費上昇となる 2
		1. 用地取得に係る期間			市有地 ①市有地であり、取得にかかる期間を抑えられる ②民有地であり、取得にかかる期間が長くなる	市有地 2	市有地 2	市有地 2	市有地 2
		2. 敷地や施設の利用状況			庁舎施設として利用 ①敷地内の施設で利用がない ②敷地内の施設で利用がある	子育て支援施設、スポーツ施設等として利用 1	現在施設利用なし 1	小学校として利用 2	駅舎、駅ホーム、鉄道路線、貨物置き場、駐輪場として利用 1
	(7)整備スケジュール	1. 土地利用規制の手続き			用途地域が第一種住居地域であり、市庁舎規模3000m ² を超えるため、変更手続き等は基本的に不要 ①土地利用規制の変更手続きは不要 ②土地利用規制の変更手続きが必要	土地利用規制に関する変更手続き等は基本的に不要 1	学校用地の利用により土地利用規制に関する変更手続きが必要 ※文科省への補助金の財産処分手続きが必要となる 2	用途地域が第一種住居地域であり、市庁舎規模3000m ² を超えるため、変更手続きが必要 ※整備内容により県の教育委員会への届け出や文科省への補助金の財産処分手続きが必要となる 1	鉄道上空のため、鉄道事業法等の鉄道関連の規制への手続きが必要 1
		土地利用規制等			評価点 93点満点	77	74	68	70
									72

※1:都市構造の評価に関するハンドブック(国土交通省)の指標による。

一般的な徒歩圏を半径800m以内とし、高齢者の一般的な徒歩圏を半径500m以内としている。

※2:矢板市立地適正化計画 公共交通カバー圏域の指標による。

鉄道駅からは半径1000m以内、バス停から半径300m以内を公共交通カバー圏域としている。

※各候補地からの距離を算出しているものはGoogle mapより測定しており、鉄道駅、バス停からの距離以外は直線距離で示している。

8 敷地計画に関する考え方

1 アクセス性について

駐車場については、庁舎周辺の交通混雑の防止、徒歩や自転車との関係も考慮に入れ総合的に検討します。

構内は歩車分離により安全性を確保したうえで、駐車台数を確保することでアクセス性に配慮できるよう検討します。

2 市民が集える機能について

防災広場としての活用や、市民が気軽に利用できる広場といった市民が集える拠点整備を検討します。

3 地域との調和について

選定敷地の周辺景観を十分に考慮し、既存の景観を阻害しないよう検討します。
選定敷地の周辺が住宅地の場合は、新庁舎との離隔を確保する等、周辺環境に配慮の上検討します。

4 今後の進め方について

社会情勢等を考慮し必要に応じて基本計画以降においても、敷地計画に関する考え方を柔軟に更新します。

9 施設計画に関する考え方

1 建築計画について

(1) 市民に開かれた施設計画

会議室等を市民に貸し出し可能にするなど、開かれた庁舎となるよう検討します。

(2) 議会関連室の計画

議会関連室をまとめて配置する等、議会の運営がしやすくなるよう検討します。

議場としての機能、品位を確保した上で、木造化の検討や内装に木材を活用する等、暖かみがあり市民に愛される議会スペースづくりを検討します。



議会検討イメージ

(3) 環境に配慮した庁舎計画

環境に配慮した庁舎施設となるよう、自然通風・自然採光といった建築の設えや、敷地内での施設配置により、省エネルギーを図ることができる環境負荷低減策を敷地も含めた施設全体で積極的に検討します。

(4) 段階的なセキュリティ計画

市民等が施設を最大限利用できるようにすることや、DX^{※1}化の推進による窓口業務の段階的な変化を想定する一方で、扱う情報等の保護を確実に行うため、日常の利便性・機能性と機密保護・防犯性能の両方を考慮した段階的なセキュリティ計画を検討します。

※1：「DX（デジタルトランスフォーメーション）」デジタル技術を活用し、業務過程を改善していくこと

(5) 木材利用の計画

施設全体で暖かみがあり、親しみやすい空間づくりを目指し木造化の可能性や、維持・管理に配慮し適切な箇所の木質化を検討します。

(6) 利用しやすい施設計画

高齢者や障がい者を含めたすべての方が利用しやすい施設を目指し、バリアフリー化のみだけではなくユニバーサルデザインを積極的に取り入れるよう検討します。

2 DX化の推進と庁舎機能について

(1) 執務空間の計画

DX化の推進によるデータ連携の進捗に合わせ、職員の方は自部門・自席に固定された働き方から庁舎内を移動しながら働くといった変化を見越した執務空間を検討します。

レイアウト変更に柔軟に対応できるフレキシブルな執務空間やフリーアドレス^{※2}への対応も視野に入れたユニバーサルプラン^{※3}の導入の有効性を検討します。

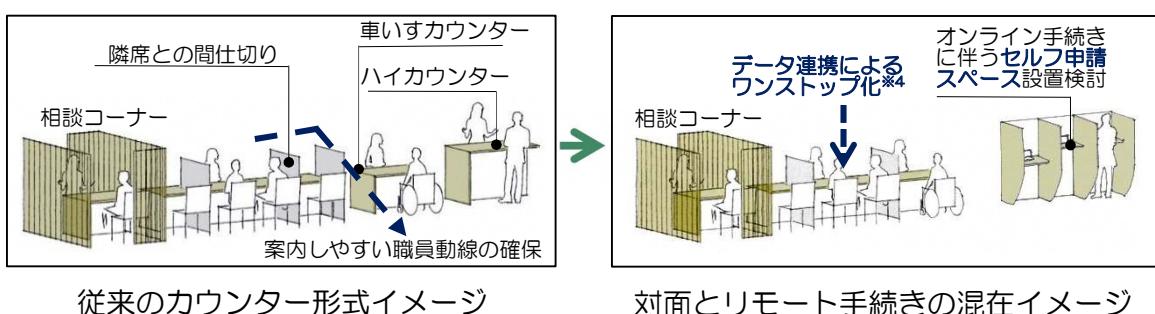
※2:「フリーアドレス」 オフィスの中で固定席を持たずに、ノートパソコンなどを活用して自分の好きな席で働くワークスタイルのこと

※3:「ユニバーサルプラン」 オフィスの部署による各島の配置・設定を統一規格化することで組織変更や異動の度に、レイアウト変更をする手間を省くこと

(2) 窓口空間の計画

行政手続きのオンライン化により、窓口の手続きは対面からオンラインを活用したりモート対応へと変わることも想定されます。これに伴い、市民や職員の皆様にとって使い易く、効率的な窓口空間を検討します。

DX化の進捗により「従来のカウンター形式」から「リアルとリモート手続きの混在」、そして「脱カウンター」といった運用の段階的な変化に対応できるよう検討します。

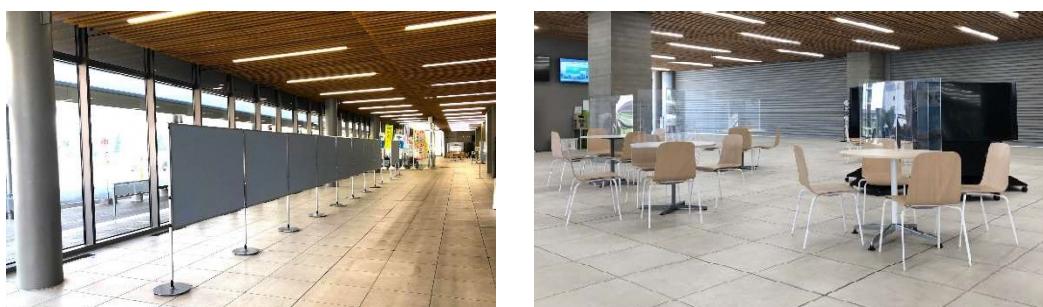


※4:「ワンストップ」 ひとつの窓口で複数の手続きを完結させる取り組み

(3) DX化の推進によるスペースの有効活用

テレワーク等のリモート化やペーパーレス化が進むことで、窓口、執務室、書類保管スペースの規模や執務空間のレイアウトが大きく変わることも想定されるため、その他の用途へのスムーズな変更ができるよう検討します。

DX化の推進による庁舎機能の合理化に伴い、窓口や執務スペース等としていたスペースを市民が日常利用できるスペースへ活用・転用できるよう検討します。



市民が日常利用可能なスペースのイメージ

3 構造計画について

(1) 耐震計画

安心して利用できる庁舎を目指し、適切な耐震計画を検討します。防災拠点としての機能も確保するため、十分な耐震性能を確保します。

耐震性能については、「耐震構造」「制震(振)構造」「免震構造」の大きく3つに分類されます。

耐震構造	制震(振)構造	免震構造
 柱や梁を太くし、壁を厚くする	制振装置 	免震装置
・柱や壁の強度で変形性能を高め、建物全体で揺れに耐える	・揺れのエネルギーを制振装置で吸収し建物の揺れを小さくする	・免震装置により建物と地面を切離し建物の揺れを小さくする

耐震計画の比較例

(2) 上部構造の計画

基礎から上部の構造は、庁舎空間のあり方（空間の自由度）、耐久性、コスト、環境への配慮、地域性等の総合的な性能を評価し選定します。

(3) 基礎構造の計画

新庁舎の計画地の地盤等の状況及び周辺の地質調査資料から、適切な形式の基礎構造を検討します。

上部構造を支持すると共に、風圧力や地震力等の水平方向の力に対しても十分な強度を確保できるよう検討します。

基本計画や基本設計にて、耐震性能、上部構造、基礎構造の選定を進め、本庁舎に最も適した構造計画を検討します。

4 建築設備計画について

(1) 設備更新等の維持管理計画

業務を継続したまま設備の更新ができるよう、共用部に改修、更新スペースを検討します。

更新用スペースを確保し、業務の継続性の確保と、更新費用の圧縮化を図れるよう検討します。

(2) 情報設備の計画

DX化への対応を十分に行えるよう、設備計画を検討します。

執務室は、OA フロア※による設えとし、ネットワーク配線が容易となるよう検討します。

サーバー室は機器等を守るため災害、防犯に配慮できるよう検討します。

※OA フロア：床下に空間を設けてケーブルやコンセントなどを納める二重構造の床のこと

(3) 環境に配慮した設備計画

夏季は高温多湿、冬季は低温乾燥である太平洋岸気候や冬季に雪が少ない内陸性気候である等の矢板市の気候を十分に把握したうえで、自然エネルギーの活用といった環境負荷の低減につながる設備計画を検討します。

5 防災拠点整備について

(1) 防災機能の確保

庁舎には「災害対応の司令塔としての庁舎機能の維持」と「被災者対応」の拠点として重要な役割が求められます。拠点として防災機能を確保できるよう検討します。

(2) 災害時の業務継続可能性

高い耐震性、複数の系統で計画された安定したライフラインの確保、複数系統の情報システム構築を軸に災害時に自立し、機能維持ができるよう検討します。

6 今後の進め方について

人口の変化による庁舎機能の必要スペースの変化に応じて、庁舎施設の一部を他用途へ転用または貸し出しを行うことができるよう検討する等、社会情勢等を考慮し必要に応じて基本計画以降においても、施設計画に関する考え方を柔軟に更新します。

10 事業計画に関する考え方

1 事業手法について

新庁舎整備の事業手法については、矢板市の財政状況をはじめ、庁舎整備の特性や地域経済の活性化を踏まえ、公共サービスの質を向上させながら、コスト削減が図られるよう総合的に検討します。

庁舎規模等により算出される概算の庁舎整備費、現状の財源、整備スケジュールに加え、財源負担の平準化も念頭に（表20）の事業手法を比較検討し、複合化する公共施設の有無も踏まえ基本計画にて最適な選択を行います。

（表20）事業方式比較表

整備事業手法	概 要
従来方式 (設計施工分離方式)	・市が資金を調達し、設計、監理、施工の各業務を分離発注し、維持管理運営について市は民間による直営や委託又は指定管理者制度を用いる方式。
PFI ^{*1} 方式	・PFI法に基づき、民間事業者が資金調達し、民間のノウハウを活かし公共施設の設計、施工、維持管理を行うが、所有権は施設完成直後に公共に移転する方式。
DB ^{*2} 方式	・市が資金を調達し、一つの企業または事業体に一体で設計、施工を一括して発注する方式。
ECI ^{*3} 方式	・市が資金を調達し、設計段階から施工者が施工を行う前提として参画し、設計に対する技術協力を行う方式。
リース方式	・民間が資金調達し、施設の建設を行い所有する。市は民間事業者とリース契約を締結し、リース料を事業期間にわたり支払う。維持管理運営は民間事業者が行う。

*1 :「PFI (Private Finance Initiative)」プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略

*2 :「DB (Design Build)」デザイン・ビルトの略

*3 :「ECI (Early Contractor Involvement)」アーリー・コントラクター・インボルブメントの略

2 整備方針について

(1) 配置方針

敷地計画に関する考え方に基づき、選定された候補地①②で想定される配置方針案を示します（参考資料 別図1～5）。配置方針案では、日影といった周囲への影響や敷地規模の違いによる外構施設（駐車場、緑地＋広場）が同一敷地にどの程度整備できるかを示します。

候補地①はハザードマップの浸水想定区域内であります、敷地面積が約20,000m²であり、庁舎施設を3階層で想定しますと、日影が周囲に及ぼす影響が小さく、また日影規制にもかかりにくく配置計画の自由度が高いことが分かります。外構施設もそれぞれ算出した必要面積を概ね確保できる計画となります。

候補地②は敷地面積が約10,400m²であり、建築面積を抑えるため5階層で想定をしています。結果として、日影が周囲に及ぼす影響が大きく、また日影規制にかかりやすく配置計画の自由度が低いことが分かります。外構施設はすべてを駐車場としても必要台数が設けられず、緑地や広場がまとまって設けられない計画となります。

今後の基本計画において、早期に最終的な建設地を選定した上で、より具体的な配置方針の検討を行います。

(2) 整備費用

庁舎整備の規模と同様、整備費用については、基本計画の段階において、必要な機能等を精査した上で、事業計画を策定することとし、健全な財政運営を維持し、計画的な基金の積立を行い、過度な地方債の活用は避けるよう留意します。

また、多額の費用を要する大規模な事業となることと今後の物価高騰を考えると、経費節減にも十分配慮しながら事業実施を図ります。

(3) 複合化

複合化に関して、再配置計画等の上位計画や建設地により新庁舎と複合化の可能性がある候補施設を整理します。(表21)

(表21) 矢板市公共施設再配置計画 複合方針リスト

	施設名	建設年度	構造	総延床面積 (m ²)	再配置 方向性	再配置の考え方
集会施設						
1	矢板公民館	1979	RC	1,229	新設	スポーツ施設と複合（新設）する。 複合化後の施設は解体する。
図書館						
2	矢板市立図書館	1979	RC	1,232	新設	近隣施設との複合化を検討する。 複合化後の施設は解体する。
幼児・児童施設						
3	矢板市 子ども未来館	1981	RC	1,352	新設	修繕しながら長寿命化を図り、 建替え時には他施設との 複合化を検討する。
庁舎等						
4	市役所	1962	S RC W	5,838	維持	庁舎に関しては早急に 周辺施設との複合化を 視野に入れた建替えについて 検討を進める。

- ※ 矢板市公共施設再配置計画より再配置方向性と再配置の考え方に関するものを抜粋
- ※ 既に整備済みの施設、スポーツ施設、学校、矢板地区以外の施設は除く
- ※ 再配置方向性の欄は「複合」以降の内容を記載
- ※ 新設：異なる機能同士で新施設へ移転
- ※ 地区は矢板市公共施設個別施設計画を参照
- ※ RC：鉄筋コンクリート、CB：コンクリートブロック、S：鉄骨造、W：木造

今後、複合化される施設が選定された場合、基本計画において以下の項目を中心に検討します。

- ・新庁舎に複合化する機能に関して、既存施設の利用状況の確認、整理を行います。
- ・建設地の条件を元に、複合化する場合の適切な施設規模と駐車場規模等を算出します。
- ・複合化する各機能は、基本計画段階においてプラン例等を作成することで検討、精査を行います。

3 事業工程について

基本構想、基本計画等の今後の業務進捗、事業手法の選択等によって変動がありますが、従来方式・PFI方式を参考に、候補地①②で新庁舎のみを整備した場合の事業工程を算出すると（別表3）程度の期間が見込まれます。

従来方式とPFI方式の事業工程の比較では、従来方式では発注期間が短くなり庁舎完成の時期が早くなります。一方、PFI方式では、事業者の選定以降は市の負担が少なくなる可能性がありますが、事業者選定までに最低でも約18カ月を要するため、庁舎完成の時期が遅くなるデメリットがあります。

なお、PFI以外の手法はPFI方式と比べ明確な事業者選定期間等の定めがなく基本構想時点では工期の比較ができません。DB・ECI・リース方式は事業者選定等の手続きの回数や期間が異なり、また詳細な業務内容により工期短縮の度合いが変わるなど違いがありますが、PFI方式と比べ従来方式との差は小さくなると想定されます。

基本構想では従来方式・PFI方式の違いを示しましたが、今後の基本計画においてもより具体的な検討を行い、他の事業方式の工程を含め精査します。

(別表3) 従来方式、PFI方式での工程イメージ

基本計画完了後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
① 現矢板市役所敷地	従来方式	設計発注手続き 3ヶ月	基本設計・実施設計 申請手続き 発注手続き 21か月	工事発注手続き 3ヶ月	仮設庁舎建設 6ヶ月	既存庁舎解体 6ヶ月	新庁舎建設 24ヶ月	本体工事完了	新庁舎開庁
	PFI方式	民間サウンディング・ 民間活力導入可能性調査 12ヶ月	民間事業者選定 18ヶ月	基本設計・実施設計 申請手続き 21か月	仮設庁舎建設 6ヶ月	既存庁舎解体 6ヶ月	新庁舎建設 24ヶ月	本体工事完了	新庁舎開庁
② 矢板市子ども未来館他敷地	従来方式	設計発注手続き 3ヶ月	基本設計・実施設計 申請手続き 発注手続き 21か月	工事発注手続き 3ヶ月	子ども未来館等解体 6ヶ月	新庁舎建設 24ヶ月	本体工事完了	新庁舎開庁	
	PFI方式	民間サウンディング・ 民間活力導入可能性調査 12ヶ月	民間事業者選定 18ヶ月	基本設計・実施設計 申請手続き 21か月	子ども未来館等解体 6ヶ月	新庁舎建設 24ヶ月	本体工事完了	新庁舎開庁	

※候補地①②ともそれぞれの敷地に新庁舎のみを整備した場合での比較になります。

※基本構想段階で見込んでいる工程です。整備範囲等で異なりますので基本計画以降の段階においても引き続き精査していきます。

※地区計画との関連については別途考慮する必要があります。

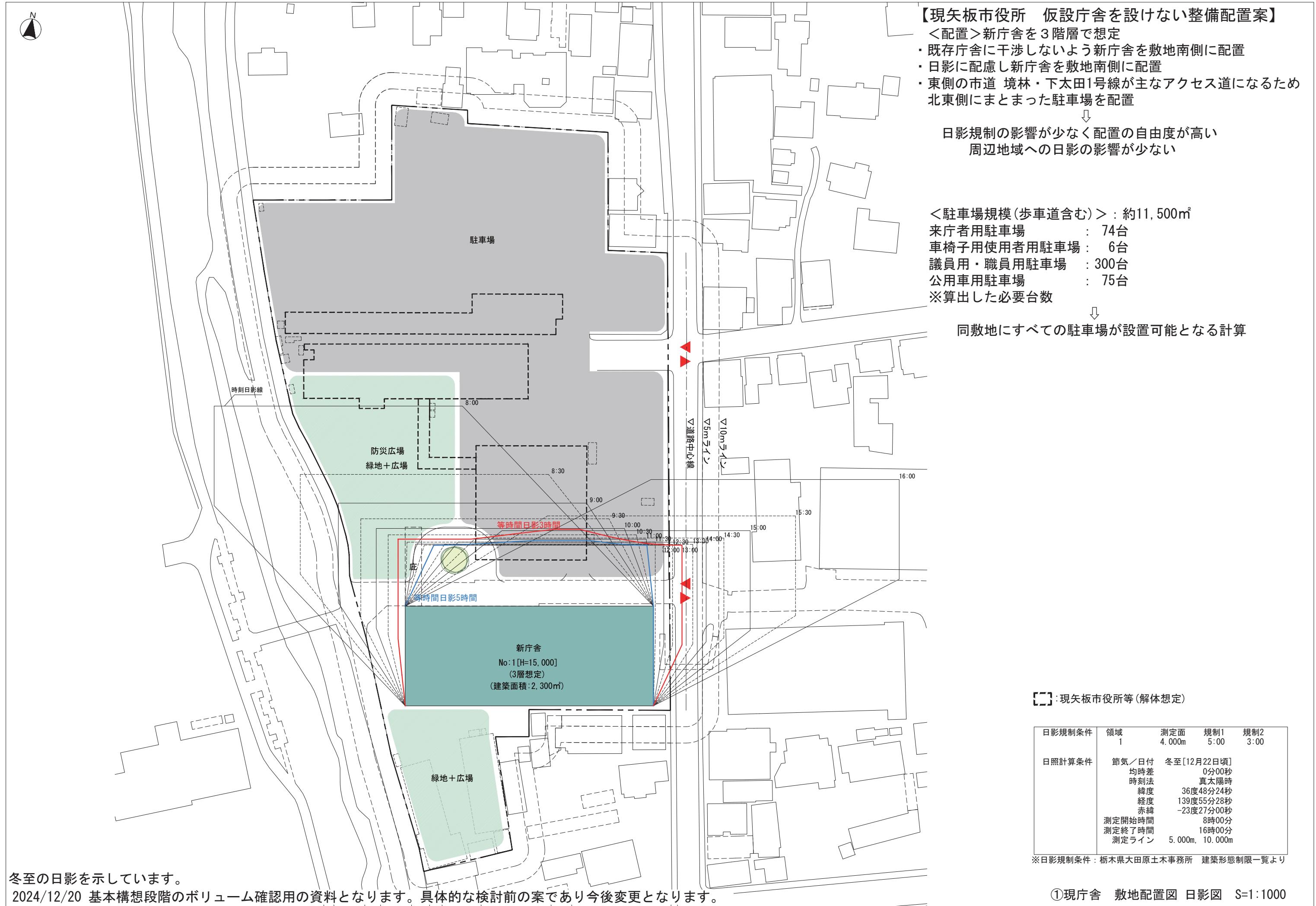
※現矢板市役所は体育館跡地、駐車場等を利用することで仮設庁舎建設と解体の期間が不要となります。

参考資料

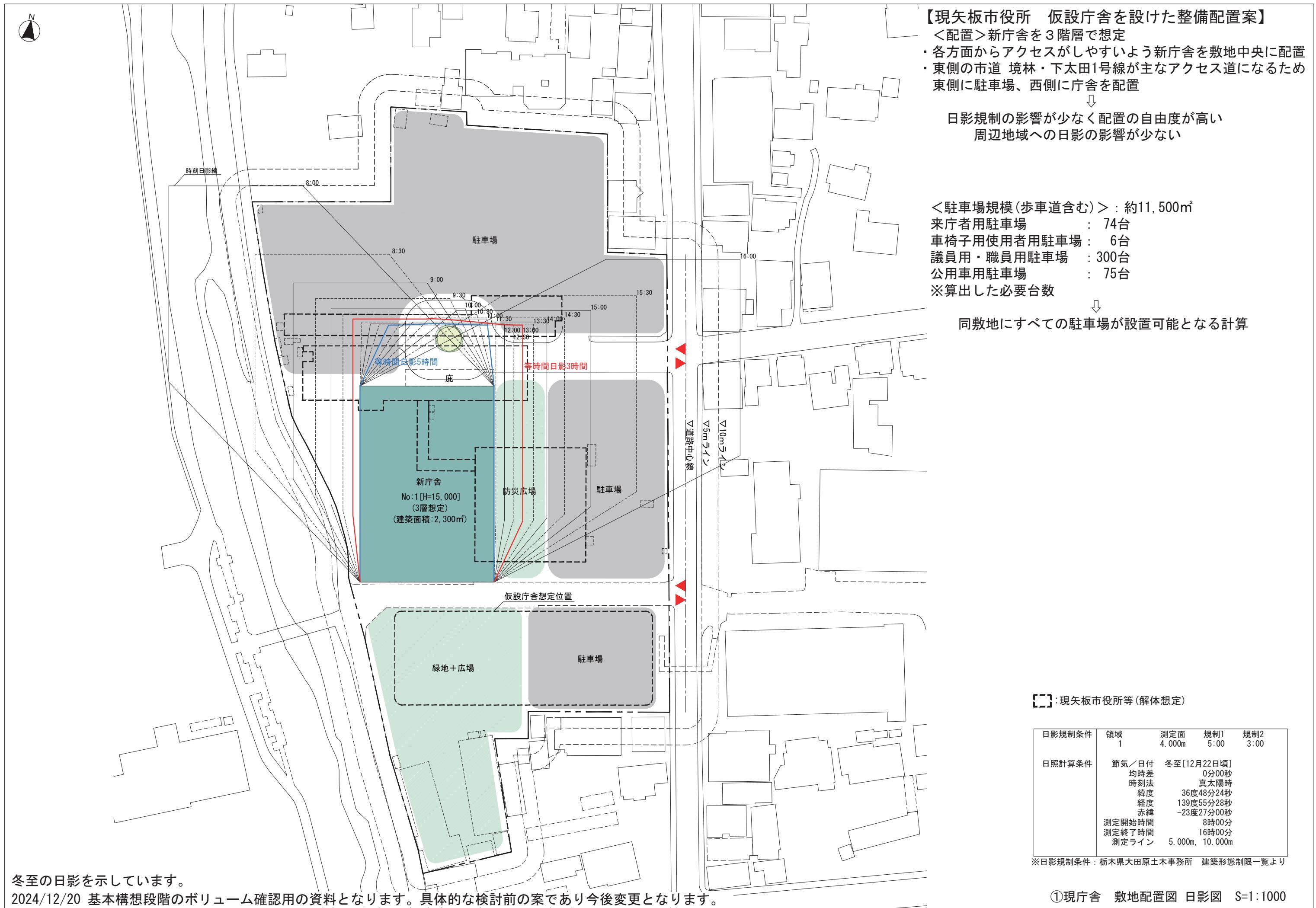
目次

別図1 配置方針案—1	· · · · 4 3
別図2 配置方針案—2	· · · · 4 4
別図3 配置方針案—3	· · · · 4 5
別図4 配置方針案—4	· · · · 4 6
別図5 配置方針案—5	· · · · 4 7

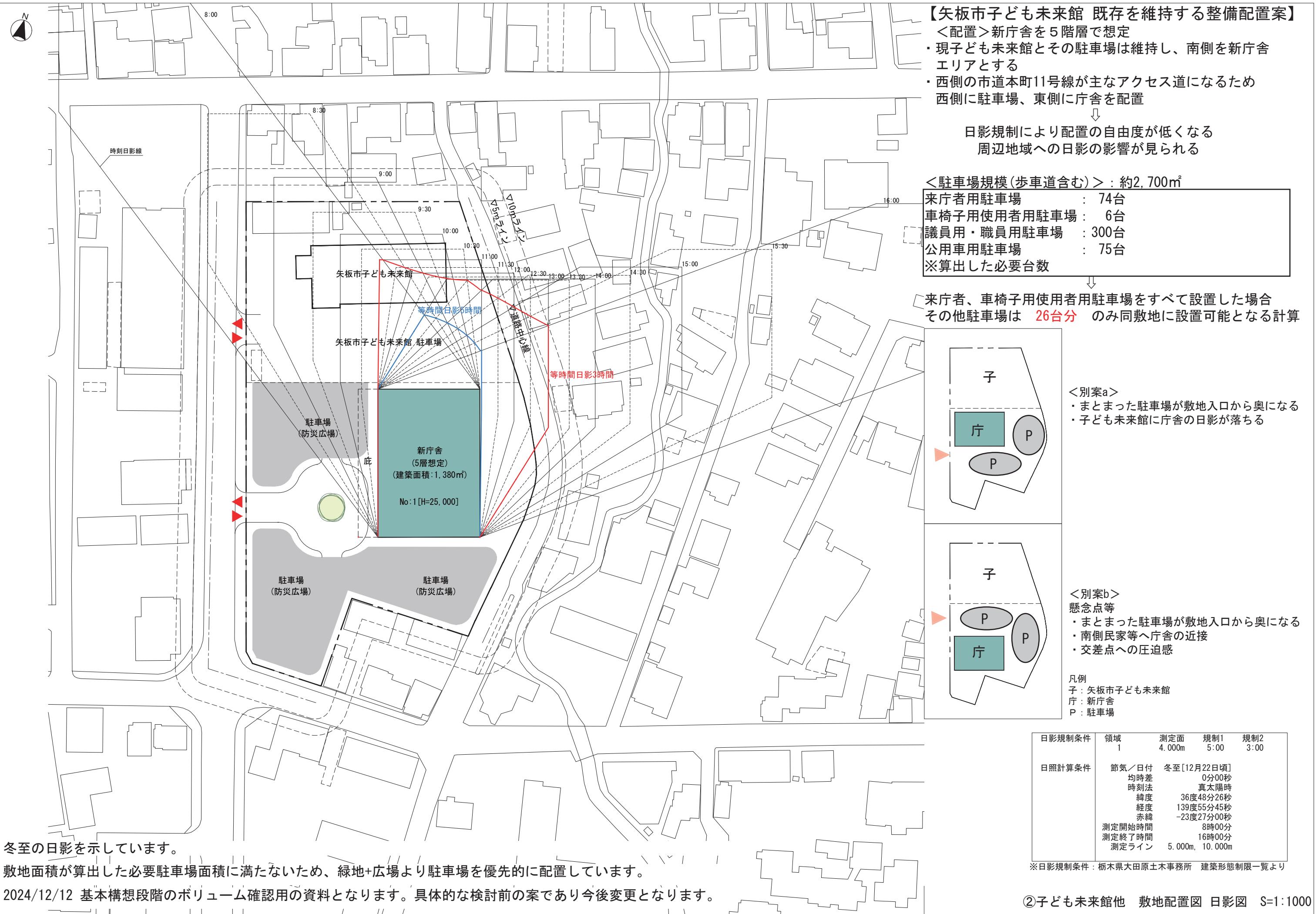
別図1 配置方針案ー1



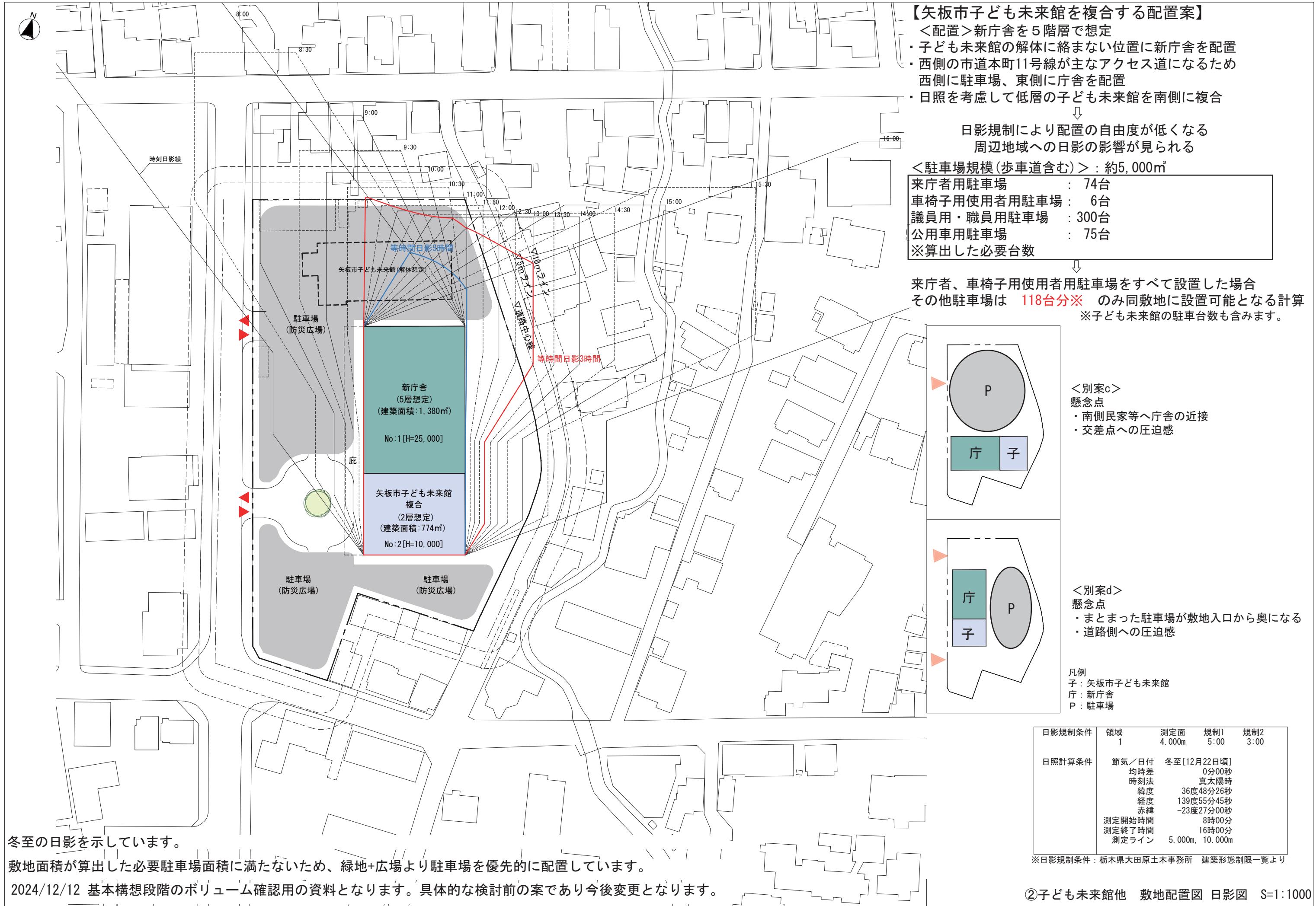
別図2 配置方針案一2



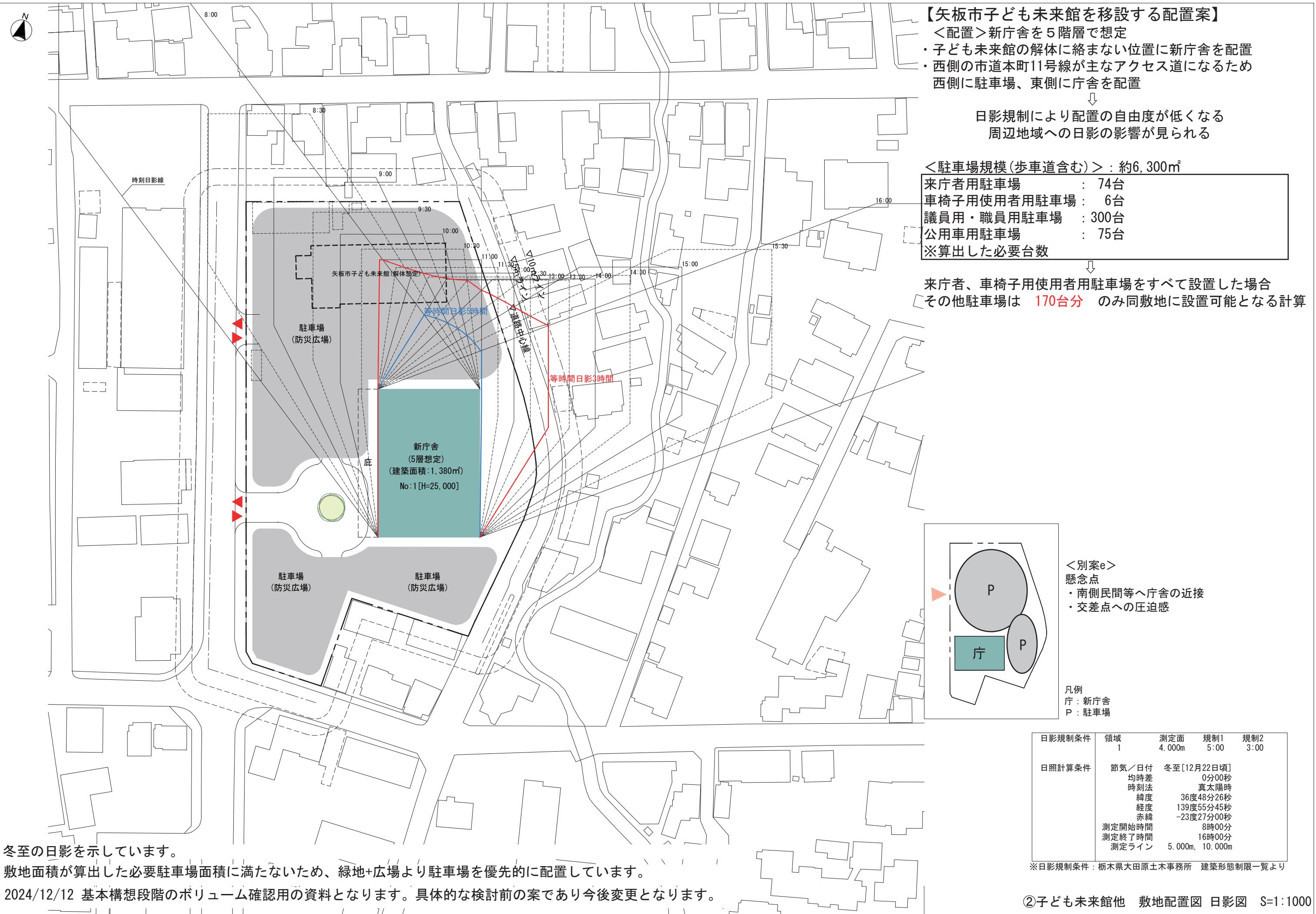
別図3 配置方針案一3



別図4 配置方針案一 4



別図5 配置方針案一5



矢板市庁舎整備基本構想 概要版（案）

1 基本構想の目的と位置づけ

この基本構想は、現在の庁舎本館等の庁舎施設が持つ現状の課題に加え、環境への配慮、防災、バリアフリーや高度な情報化への対応、感染症対策等庁舎施設を取りまく様々な状況を整理し、新庁舎における機能や整備等に係る考え方の方向性について分かりやすく示すことを目的として策定します。

また、今後策定される庁舎整備に係る、「基本計画」「基本設計」「実施設計」等の各段階において、具体的に個別の事案の検討を行う際の指針となることを目指します。

2 検討の経緯

庁舎本館は平成18年度に実施された耐震診断により、1階や2階で構造耐震指数が小さく、「震度6強程度の地震により大きな被害を受ける可能性が高い状況。」という結果が出ました。また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）により庁舎本館が被害を受けました。

令和元年度には庁舎の整備に向け、庁内検討組織を設置しましたが、新型コロナウイルスによる財政状況への影響を鑑み検討が一時凍結となりました。

その後、新型コロナウイルスの収束を受け、令和5年度に公募市民や学識経験者、市内各団体の代表者等にて構成される「矢板市新庁舎整備検討委員会」が設置されることとなりました。

3 庁舎施設の概要及び現状と課題

庁舎施設の現状と課題について次のとおり整理を行いました。なお、部局等（教育総務課、生涯学習課、水道課、下水道課）が別の施設に配置され分散している状況が利用者の利便性を低下させている根本的な原因であり、解決しなければならない課題です。

現状

- ▶ 教育総務課、生涯学習課、水道課、下水道課が市役所とは、別敷地の施設に配置されている
- ▶ 市役所敷地内に保健センター、福祉会館を増築したことにより、渡廊下による接続等、移動経路が長くわかりづらい
- ▶ 庁舎施設にエレベーターがない
- ▶ 来庁者のプライバシーに配慮した個別対応用のスペースが不足している
- ▶ 授乳室、バリアフリートイレ利用者に対応するための機能が不十分である
- ▶ 点字、音声による案内板の不足
- ▶ 建築物、設備の老朽化が進んでいる
- ▶ 外気の影響を受けやすく冷暖房等のエネルギー効率が悪い
- ▶ 建築当時の設備に対応した構造で新たな配線、配管に制約がある
- ▶ 施設内で来庁者と職員間のセキュリティ区分ができない
- ▶ 防災拠点機能を含め行政機能としての耐震性が不足している
- ▶ 職員の休憩スペース等が不足している
- ▶ 市役所の敷地は、ハザードマップにより0.5～3.0mまでの洪水浸水想定区域に指定されており、浸水の危険性が高いが、浸水に対する設備が設置されていない

課題

- ①耐震性に関すること
震災における建築物としての安全性や行政機能の継続性確保の懸念
- ②庁舎施設の老朽化に関すること
床のたわみや壁のひび割れ等の躯体の老朽化や配管他、空調・衛生・電気設備等の老朽化が進んでいる状況
- ③庁舎の狭隘化に関すること
狭くゆとりがないことにより新たな情報通信機器、ケーブル等の拡張スペース確保が困難、来庁者の個別対応スペース確保が困難、休憩スペース等の職場環境の改善が困難な状況
- ④市民サービスに関すること
各課が分散配置されること等による利用者の不便さ、各課までの経路が分かりづらい空間となっている状況
- ⑤防災拠点に関すること
市災害対策本部・議会災害対策本部等の設置スペースの確保の懸念、震災や水害など庁舎施設の非常時のライフラインやバックアップ機能等が不十分である状況、施設の浸水の危険性が高い状況
- ⑥ユニバーサルデザインに関すること
施設状況から根本的にユニバーサルデザインの改善対応が困難な状況

4 基本的な考え方について

現状の課題や「やいた創生未来プラン」でのまちづくりの基本理念を踏まえ、新庁舎整備の基本方針を次のとおりとします。

『やいた創生未来プラン（令和3年2月 案 策定）（令和3年3月 議決）における矢板市の将来像 『未来へ』～みんなで創る新時代～

豊かな自然を大切にしながら、矢板のよさを生かして、市民や行政、様々な主体が協力し合いながら、新時代に適応したまちを創り、矢板市の未来へつなげていくという、本市のまちづくりの根本となる考え方です。

基本方針1 市民にやさしい庁舎

ユニバーサルデザインの徹底や利用者のプライバシー保護等、市民や職員等の利用者にとって効率的で利便性の高い庁舎を目指します。

基本方針5 交流の拠点となる庁舎

市民活動や交流が可能な市民協働のまちづくりが推進できる交流拠点となる庁舎を目指します。

基本方針6 市の歴史や自然、景観に調和した庁舎

矢板の歴史や自然、景観に調和した新たなランドマークとなる庁舎を目指します。

基本方針7 市民に親しまれる議会に対応した庁舎

セキュリティや議会の独立性を維持しながら、市民に対しての充実した情報提供や議場の市民活用も視野に入れた庁舎づくりを目指します。

基本方針8 デジタル技術の発展を踏まえたスマート庁舎

ペーパーレス化をはじめ、脱カウンターへの変化も踏まえ、デジタル技術の発展に対応できる庁舎を目指します。

5 新庁舎の想定規模の設定

想定規模の設定条件

新庁舎に必要な床面積について、国の基準や他自治体の事例より算出します。入居する課は、現市役所の課に教育総務課、生涯学習課、水道課、下水道課を加えた想定とします。

施設の想定規模について

現在の職員数、議員数を基に総務省、国交省の基準での算定に加え、他自治体の事例等も考慮し、庁舎の規模を定めました。

■想定延床面積 約6,900m²程度

※基本方針にて定めた機能の導入を仮定した新庁舎の目安となる面積ですが、不確定要素も多いため、施設の想定規模は基本計画段階にて引き続き精査します。

また、他施設の複合化を行う場合には、過大とならないよう面積を調整の上、検討します。

敷地の想定規模について

庁舎の規模に加え必要駐車台数、広場面積より敷地の規模を定めました。

■想定敷地面積 17,507m²～18,273m²程度

※他施設の複合化等を行う場合には複合化する施設による面積も必要となります。最終的な敷地面積は、整備候補地の諸条件を踏まえ、実際に選定する敷地の面積になります。

基本計画段階においても防災広場等含め過大とならないよう十分に配慮し、検討します。

6 新庁舎の建設場所の考え方

建設場所の検討の流れ

候補地の選定から新庁舎の建設場所の選定までを以下の流れで行います。



建設場所の候補地選定の条件

人口分布による矢板市の人団心点の位置から半径 2km 圏内を候補地選定の対象範囲として設定します。

候補地の評価項目

建設場所の候補地の評価項目と評価軸は右のとおりとし、各評価項目について、評価の考え方・視点を示す「評価軸」を設定します。

評価項目	評価軸
(1) まちづくりの方向性	・上位計画、関連計画との整合性を比較
(2) 中心性	・人口分布による人口バランスを踏まえた施設位置を比較
(3) 利便性	・公共交通機関の立地を比較 ・交通アクセスを比較 ・周辺道路の安全性を比較 ・駐車場の整備スペースを比較
(4) 連携性	・他施設連携を踏まえた施設位置を比較 ・防災拠点としての安全性を比較
(5) 安全性	・土砂災害の危険性を比較
(6) 経済性	・防災広場の整備スペースを比較 ・整備事業費を比較 ・整備着手時期の制限等を比較
(7) 整備スケジュール	・土地利用規制等を比較

7 新庁舎の建設場所の選定

建設場所の候補地

矢板市の人口重心点から半径 2.0km 圏内を対象に、5 候補地を選定しました。



候補地の採点と比較評価

設定した評価項目、評価基準による採点で候補地の比較評価を行いました。

評価点合計順位	建設場所の候補地	点数
1	① 現矢板市役所	77
2	② 矢板市子ども未来館他	74
3	⑤ JR 矢板駅付近（線路上空）	72
4	④ 矢板小学校	70
5	③ 旧川崎小学校	68

新庁舎の建設場所

採点の結果に加え、整備で長期間の工期又は、多額の工事費となる要因がある候補地③④⑤を除外し、候補地①②の2候補地を新庁舎の建設場所の検討対象として選定しました。

①現矢板市役所 ②矢板市子ども未来館 他の 2候補地に絞り込み

候補地①②の具体的な整備内容を基本計画にて比較検討し、最終的な建設地を選定します。

8 敷地計画に関する考え方

敷地計画に関する以下の考え方を示しました。

1 アクセス性について

駐車場については、庁舎周辺の交通混雑の防止、歩行や自転車との関係も考慮に入れ総合的に検討します。
構内は歩車分離により安全性を確保したうえで、駐車台数を確保することでアクセス性に配慮できるよう検討します。

2 市民が集える機能について

防災広場としての活用や、市民が気軽に利用できる広場といった市民が集まる拠点整備を検討します。

3 地域との調和について

選定敷地の周辺景観を十分に考慮し、既存の景観を阻害しないよう検討します。

選定敷地の周辺が住宅地の場合は、新庁舎との離隔を確保する等、周辺環境に配慮の上検討します。

社会情勢等を考慮し必要に応じて基本計画以降においても、敷地計画に関する考え方を柔軟に更新します。

9 施設計画に関する考え方

施設計画に関する以下の考え方を示しました。

1 建築計画について

市民に開かれた施設計画・議会関連室の計画・環境に配慮した庁舎計画・段階的なセキュリティ計画木材利用の計画・利用しやすい施設計画についての考え方を示します。

2 DX 化の推進と庁舎機能について

執務空間の計画・窓口空間の計画・DX 化の推進によるスペースの有効活用についての考え方を示します。

3 構造計画について

耐震計画・上部構造の計画・基礎構造の計画についての考え方を示します。

4 建築設備計画について

設備更新等の維持管理計画・情報設備の計画・環境に配慮した設備計画についての考え方を示します。

5 防災拠点整備について

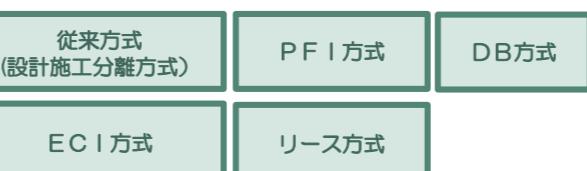
防災機能の確保・災害時の業務継続可能性についての考え方を示します。

社会情勢等を考慮し必要に応じて基本計画以降においても、施設計画に関する考え方を柔軟に更新します。

10 事業計画に関する考え方

1 事業手法について

新庁舎整備の事業手法については庁舎規模等により算出される概算の庁舎整備費、現状の財源、整備スケジュールに加え、財源負担の平準化も念頭に比較検討し、複合化する公共施設の有無も踏まえ基本計画にて最適な選択を行います。



2 整備方針について

・配置方針

敷地計画に関する考え方に基づき、選定された候補地①②で想定される配置方針案を示し、日影や外構施設の条件の違いを整理しました。

今後の基本計画において、早期に最終的な建設地を選定した上で、より具体的な配置方針の検討を行います。

・整備費用

庁舎整備の規模と同様、整備費用については、基本計画の段階において、必要な機能等を精査した上で、事業計画を策定することとし、健全な財政運営を維持し、計画的な基金の積立を行い、過度な地方債の活用は避けるよう留意します。

また、多額の費用を要する大規模な事業となることと今後の物価高騰を考えると、経費節減にも十分配慮しながら事業実施を図ります。

・複合化

再配置計画等の上位計画や建設地により新庁舎と複合化の可能性がある候補施設を整理します。複合化される施設が選定された場合、基本計画において検討します。